

(様式第2号)

島本町社会教育委員会 会議録

令和5年6月21日 作成

会議の名称	令和5年度 第 1 回社会教育委員会議		
会議の開催日時	令和5年6月16日 (金) 午前10時～午前11時		
会議の開催場所	島本町役場 3階 委員会室		
公開の可否	Ⓐ・一部不可・不可	傍聴者数	1
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席者	委員	中 村 智 岩 崎 れ い 川 口 直 樹 松 原 美 代 賀 辻 輝 次 谷 洋 子 板 井 義 治 渡 部 智 恵	
会議の議題 (議題)	(1) 教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項について [資料1] (2) 令和5年度島本町社会教育関係団体活動支援補助金の交付について [資料2] (3) 島本町立人権文化センター運営委員会委員の推薦について [資料3] (4) その他 [資料4]		
決定事項等			
審議等の内容	別紙会議録のとおり		
配布資料	別紙会議資料のとおり		

【会議録】

令和5年度第1回島本町社会教育委員会議

- 教育長あいさつ
- 会議録委員の選出
- 傍聴者確認（傍聴希望者1名を傍聴者として許可）

【議 題】

- (1) 教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項について

事務局： 令和5年度社会教育関係団体の認定申請について、説明。

資料1

議長： 本件について、承った。

- (2) 令和5年度島本町社会教育関係団体活動支援補助金の交付について

事務局： 令和5年度島本町社会教育関係団体活動支援補助金の交付について、説明。**資料2**

議長： 審議は1団体毎に行う。審議の公平性・透明性を担保するため、各団体より選出されている委員は、一時ご退室願う。退室・入室の指示は議長より行う。

島本町文化協会の申請について、審議する。

参考資料のQ&Aに、材料や参加賞等の個人が持ち帰るものは補助金対象外とあるが、お茶席のお茶・菓子代は対象となるのか。また、生花を参加者に持ち帰ってもらったとしたら、それは対象になるのか。

事務局： お茶・菓子代は団体負担で計上しており、補助対象経費として申請はされていない。また、生花は展示であり、終了後は団体にて処理すると伺っている。補助金充当する費目については、資料の34ページを参照されたい。

議長： 島本町文化協会の申請について、ご異議無ければ承認とする。

委員： 異議なし。

議長： 島本町PTA連絡協議会の審議に先立ち、当該団体より選出の委員は、一時ご退室願う。

委員1名、退室。

議長： 島本町PTA連絡協議会の申請について、審議する。
講師謝礼が計上されているが、これは、講師未定だが予算として計上しているということか。

事務局： 仰る通りである。但し、実績報告の際に精算が発生する可能性のあるものである。

議長： 島本町PTA連絡協議会の申請について、ご異議無ければ承認とする。

委員： 異議なし。

議長： 当該団体より選出の委員に、ご入室いただく。

委員1名、入室。

議長： 島本音楽協会の審議に先立ち、当該団体より選出の委員は、一時ご退室願う。

委員1名、退室。

議長： 島本音楽協会の申請について、審議する。
島本音楽協会の申請について、ご異議無ければ承認とする。

委員： 異議なし。

議長： 当該団体より選出の委員に、ご入室いただく。

委員1名、入室。

議長： 島本町少年野球協議会の申請について、審議する。

副議長： 「スピードガン」とは何か。また、消耗品としてボール代が計上されているが、備品ではないのか。

事務局： スピードガンとは、球速を測る機械である。体験会参加者が自分の球速を測ることで少年野球の楽しさを感じることを目的に使用すると伺っている。また、ボールについては摩耗が激しく短期間で消耗するため、消耗品へ含むものである。

議長： 島本町少年野球協議会の申請について、ご異議無ければ承認とする。

委員： 異議なし。

議長： ガールスカウト大阪府第90団の申請について、審議する。

 ガールスカウト大阪府第90団の申請について、ご異議無ければ承認とする。

委員： 異議なし。

議長： 本件について、承った。

(3) 島本町立人権文化センター運営委員会委員の推薦について

事務局： 島本町立人権文化センター運営委員会委員の推薦について、説明。資料3

議長： 現在、私が委員となっている。任期替とともに委員交替しても問題ないが、他に希望される委員がいなければ、継続する。

委員： 継続していただければ、と思う。

議長： 引き続き、私が委員となる。
本件について、承った。

(4) その他

事務局： 特になし。

議長： 本件について、承った。
以上をもって閉会とする。

以上

令和5年度第1回島本町社会教育委員会議

令和5年6月16日（金）午前10時から
役場3階 委員会室

- 1 教育長挨拶
- 2 会議録委員の決定
- 3 傍聴者の確認
- 4 議案
 - (1) 教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項について
 - (2) 令和5年度島本町社会教育関係団体活動支援補助金の交付について
 - (3) 島本町立人権文化センター運営委員会委員の推薦について
 - (4) その他

令和 5 年度

教育・保育重点目標及び関係機関 に対する指示事項

島本町教育委員会

目 次

はじめに	1
I 知・徳・体の調和と生きる力の育成	3
【1】小中一貫教育の推進及びキャリア教育の推進	3
【2】確かな学力の育成	4
【3】英語教育の推進	6
【4】豊かな人間性の育成	7
【5】健康教育・保育の充実と体力づくりの推進	9
【6】保幼小連携の推進	11
【7】支援教育・保育の充実	12
II 信頼される学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり	13
【1】地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進	13
【2】安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり	14
【3】教職員の資質向上とサービスの徹底	16
【4】快適な教育・保育環境の整備	18
III 社会教育と生涯学習の推進	19
【1】青少年健全育成の推進	19
【2】文化財保護の推進	20
【3】生涯学習活動の推進	21
【4】図書館サービスの推進	22
【5】スポーツ活動の推進	23

はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年4月1日施行）により、地方における教育行政を実施していく上で、教育委員会の責任体制の明確化や首長との連携の強化が今まで以上に求められることとなっており、5年以上が経過した。

本町においても、平成27年度に「総合教育会議」を設置し、町長と教育委員会の密なる連携の下で目指すべき町の教育目標として、以下の5点を基本とする「島本町教育大綱」（平成28年1月12日）を策定し、この大綱に沿って教育行政のより一層の充実を図ってきた。

○生きる力があふれる島本っ子を育みます

恵まれた自然環境の中で、多くのことを学びながら夢や志を持ち、力強く生きる力を育みます。また、人のあらゆる活動の源になる体力を幼児期からしっかりと身に付けられるよう、子どもの体力・運動能力の向上を図ります。

○豊かな人間性と確かな学力を培います

人を尊重する気持ちや生命、自然を大切に思う豊かな情操を培い、自らを律し、人を思いやる心を育てます。また、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの確かな学力を育み、学習意欲や学習習慣を培います。

○ふるさとを大切に思う心を育て、世界へはばたく力を育みます

地域の歴史や文化に親しむことなどを通して、ふるさと島本を大切に思う心を育てます。また、地域や家庭の中で生まれる自己を認識し、未来へ、世界へはばたく力を育みます。

○学びが生きがいにつながる生涯学習のまちをめざします

生涯にわたって「いつでも・どこでも・だれでも」学び続けられる環境と機会の充実に取り組み、一人ひとりの生きがいづくりを応援します。また、それぞれの学習の成果を地域や社会に生かすことのできるまちをめざします。

○島本町教育・保育に係る重点目標を推進します

「地域に根付いた学校・幼稚園・保育所の運営体制の推進」、「安全・安心な学校・幼稚園・保育所づくり」、「快適な教育・保育環境の整備」など、重点目標を着実に推進します。

また、大阪府においても「教育振興基本計画における後期事業計画」（平成30年度から5年間）が策定されており、本町の教育の推進に当たっても島本町教育大綱と調和した計画的で継続した取組が必要となっている。さらに、主要施策「みづまるキッズプラン（3か年）計画」を基に、幼児教育・保育の「遊びや生活を通じた学び」と小学校教育の「主体的に自己を表現する学び」をつなぎ、幼児期から一貫した学びの基盤づくりを進め、島本町の

教育・保育の柱を築いていかなければならない。

全ての子どもが、10年後の多様性社会を他者と共存しながら自分らしく生きていける力を育むため、学習指導要領の趣旨を踏まえたカリキュラム・マネジメントの充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めるとともに、学校行事を含めた学校教育ならではの学びを大切にされた教育活動を推進していくことが重要である。

新型コロナウイルス感染症については、学校での活動が徐々に再開されつつあるものの、今後も引き続き、長期的な対応が求められるところであり、学校園における感染及びその拡大のリスクを低減した上で、幼児・児童・生徒の学びを保障していく観点からも、1人1台端末等のICT機器を効果的に活用していくことが求められる。

これらに応えるためにも、各学校・幼稚園・保育所が教育委員会と一体となって、校長・園長・所長のリーダーシップの下、教職員の力を最大限に発揮し、保護者や地域の評価を学校運営・施設運営に生かし、一層、「信頼される学校・幼稚園・保育所づくり」を推進しなければならない。

特に、本町における幼児教育・保育及び子育て支援については、令和2年3月に、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第二期島本町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本計画に基づき、令和2年度以降、各種事業の更なる推進に努めているところである。

一方、生涯学習においては、国から地方への権限委譲、分権が進む中で、住民が行政と協働してまちづくりを推進することが求められ、住民自らが主体となって進めるまちづくり、地域づくりなどを目的とする住民の積極的な参画と協働が不可欠な時代を迎えている。そのことを踏まえ、教育大綱における目標の一つとして、町の将来像に関して「生涯学習のまち」を掲げている。その実現に向けて、住民が生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」学べる環境を整えるとともに、学習機会の充実を図り、その成果を適切に生かすことができる施策を推進することが重要となる。

以上の点を基本に、本町の特色ある教育・保育行政を実現するための具体的方策として、令和5年度の『教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項』を設定する。

その際、本目標に基づいて取組を進めるに当たっては、併せて大阪府教育委員会による「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」の内容にも留意することとする。

I 知・徳・体の調和と生きる力の育成

【1】小中一貫教育の推進及びキャリア教育の推進

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 小中学校の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な小中一貫教育の推進に係る指導方法の工夫・改善を図る。（学識経験者意見）
- (2) 全ての教科において「主体的・対話的で深い学び」を推進していくために、児童・生徒のコミュニケーション力を育成し、一人一人が違いを認め合い、自分らしさを発揮できる学級づくり、集団づくりに努める。
- (3) 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促すキャリア教育を推進し、児童・生徒が社会参画する上で必須となる力を培う。
- (4) 府立高等学校の特色づくり、厳しい就職状況等、中学校卒業時の進路選択に係る状況が大きく変化していることを踏まえ、全ての生徒に対して進路保障を図る観点から、進学や就職に関する情報収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図るとともに、中学1年生時より適切な指導・支援を計画的に行う。
- (5) 総合的な学習の時間を柱に、探究的な学習を重視するとともに、教科横断的な視点で学校の教育目標と関連付けた計画を作成する。

【本年度の指示事項】

- (1) 児童・生徒の実態に応じた習熟度別指導や、確かな学力を育成する指導等を推進するとともに、効果検証に努め、その結果を生かし、指導方法の工夫改善を図ること。
- (2) 児童・生徒のコミュニケーション力の育成に向け、小・中学校の各学級・各教科において、対話のある授業及び互いに認め合える集団づくりに努めること。
- (3) 「キャリア・パスポート」を活用するに当たって、児童・生徒が振り返りの中で、自らの変容に気づき、自己理解を深め、主体的に学びに向かう力を付けていくことができるよう努めること。
- (4) 進学希望者に対しては、進路選択が多様化してきていることから、高等学校合同学校説明会や、各高等学校が実施する体験入学等を活用し、進路に係る情報収集・提供など、学校において適切なアドバイスと支援に努めること。
- (5) 進路に関する書類の作成に当たっては、組織的な校内進路指導体制の下、全ての教職員が相互に緊密な連携を図り、適正な事務処理を行うよう努めること。
- (6) 社会と自分との関連を意識させるため、身近な地域を含めた社会の課題を取り扱うことや、地域の教育資源の活用により多様な学習活動の充実を図る。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

【小中一貫教育推進に係る主な取組】

- 小中一貫教育推進協議会の開催
- 小中一貫教育推進協議会事務局会議 月例で開催
- 全体研修会：夏季教育セミナー全体会、小中合同授業研究会として開催
- つなぎングスクール（合同授業参観、小学校6年生による中学校での授業・部活動体験等）
- 研究発表会等への参加

【2】確かな学力の育成

◀本年度の目標（具体的な取組内容）▶

- (1) 全国学力・学習状況調査、大阪府中学生チャレンジテストや大阪府新学力テスト（小学生すくすくウォッチ）等を有効に活用し、児童・生徒の学習状況を詳細に把握し、各学校の実情を踏まえた具体的な教育目標を設定し、課題の焦点化により、具体的取組を学校全体で進めることで、PDCAサイクルを機能させる。
- (2) 設定した目標の実現を目指して、学校が社会と共有・連携しながら適切な教育課程を編成し、カリキュラム・マネジメントの実現を図り、創意工夫を生かした特色ある教育活動を実施する。
- (3) 加配教員を有効に活用し、習熟度別指導を含めた少人数指導の工夫による個別最適化及び協働的学びの実現を図る。
- (4) 安心して自分らしさを発揮できる学習環境の醸成に向け、ユニバーサルデザイン・合理的配慮による取組を推進し、児童・生徒が学び合うための学習規律の確立に努める。また、全教職員が、正しい子ども理解と児童・生徒との信頼関係に基づく指導体制を組織的に取り組む。
- (5) 児童・生徒が主体的に取り組む共同的な活動や自己存在感や充実感を感じられる取組を推進する。また、主体的・対話的で深い学びによる学習形態の授業づくりを推進する。
- (6) 小中学校においては、学校図書館や町立図書館を積極的に活用し、読書が好きな児童・生徒の増加に努める。また、学校図書館司書と連携を密にし、教材研究を共同で行う等、学校図書館を有効に活用する授業の在り方についても研究を推進する。

【本年度の指示事項】

- (1) 大阪府中学生チャレンジテスト（全学年対象）、大阪府新学力テスト（小学生すくすくウォッチ、第5・6学年対象）及び全国学力・学習状況調査（小学校第6学年・中学校第3学年対象）の結果分析から本町の児童・生徒の学力等の実態把握を行い、課題の焦点化と課題に正対した取組を実施すること。
- (2) 全ての児童・生徒が主体的に学びに向かう力（資質・能力）の育成を図ること。児童・生徒が自分に合った学び方を習得する学習改善に取り組む。具体的に学習環境、学習課題、学習形態、学習評価の4点について改善に取り組むよう指導すること。
- (3) 教育センター「学校支援本部」の支援と協力を得ながら、学校と保護者・地域の協働・連携によって、児童・生徒に対し自学自習力の育成を図ること。
- (4) 探究のプロセスを「課題の設定」、「情報の収集」、「整理・分析」、「まとめ・表現に分けた探究中心の授業づくりを1年間の見通しを持って、計画・実施すること。
- (5) スクールエンパワーメント推進事業（確かな学び推進校）を旗艦校に、全小中学校において、「対話・話し合い活動」の指導研究に努め、主体的・対話的で深い学びの授業づくりを推進すること。
- (6) 各学校において、ICT活用を効果的に活用するために、ICTワーキング・グループ等の組織を立ち上げ、積極的活用が可能な教員を中心に、情報共有及び取組を推進すること。また、町内小中学校で文部科学省CBTシステム（MEXCBT）の利用が可能になったことを鑑み、学力調査以外の場面でも積極的な活用を実施すること。

◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

- 大阪府教育庁 スクールエンパワーメント推進事業（SE事業）
 - ・確かな学びを育む学校づくり（第一小学校、第一中学校）
- 大阪府教育庁作成「ことばのちから」活用シートの活用
- 島本町「子どもの学び」サポート事業
 - ・教育センター「学校支援本部」の協力による自学自習力の育成

※カリキュラム・マネジメント

学習の効果の最大化を図るため、教育課程（カリキュラム）を3つの側面から見直しを行うこと。

【3つの側面】

- ・教科等横断的な視点
- ・教育課程の実施状況を評価・改善
- ・必要な人的又は物的な体制を確保

【3】英語教育の推進

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 就学前（保育所5歳児・幼稚園）では、定期的に外国人講師による体験的・活動的な英語活動・多文化理解教育を実施する。
- (2) 小中学校においては、英語を実際に活用する場面を設定し、互いの考えや気持ち等を英語で即興的に伝え合う対話的な言語活動を行うよう努める。
- (3) 授業アンケートや英語能力判定テストを活用し、児童・生徒の学習成果や課題を客観的に検証する。
- (4) 小学校では、聞くことを中心に外国語に慣れ親しませ、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。

【本年度の指示事項】

- (1) 外国人講師の活用にあたっては、法令を順守し、適正な活用に努めること。また、長期休業中等を活用して、研修等を行えるよう努めること。
- (2) 英語教育の取組や成果を保護者・地域へ情報発信を行うこと。
- (3) 小学校第5・6学年においては、専科教員や加配教員を十分に活用し、児童・生徒の資質能力向上や教職員の負担軽減に努めること。
- (4) 中学校では、外国人講師と双方向でのコミュニケーションの充実を図ることを目的に、1人1台端末を活用したオンライン英会話を複数回（中学校第1・3学年：年間5回、中学校第2学年：年間7回）実施すること。
- (5) 中学校英語科の授業について、オールイングリッシュを基本とし、生徒の発話量を増やし、生徒が英語に触れる機会を充実させるよう努めること。その際、生徒の理解の程度に応じた英語を用いるようにすること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 英語教育に係る加配教員の配置
 - ・小学校英語専科指導加配：第一小学校、第二小学校
 - ・指導方法の工夫改善定数加配（外国語）：第一中学校、第二中学校
- 英検 I B A（英語能力判定テスト）の実施（中学校）

【4】豊かな人間性の育成

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 全ての児童・生徒にとって安心して学べる教室をつくるため、児童・生徒理解に基づく信頼関係を構築し、自己肯定感及び自己有用感を高めることができるよう、成長を促す指導を推進する。
- (2) 児童・生徒の豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。一人一人の児童・生徒が道徳的価値を自覚し、自己の生き方について考えを深めるとともに、日常生活や様々な場面や状況で、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質の向上を図る。
- (3) 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障害者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決を目指した教育を人権教育として総合的に推進する。その基盤となる力（全ての児童・生徒の自尊感情を育むとともに、自己実現する力、物事を確かな根拠に基づいて、客観的・論理的に考える力、自他の人権を認め合うとともに、行動にうつすことができる力）を育成する。
- (4) いじめ・暴力行為等の問題行動に対して、学校のみならず家庭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、府のスクールロイヤー等の専門人材を活用し、校内の生徒指導体制の充実を図り、関係機関が一体となったチームによる取組を推進する。
- (5) 「島本町いじめ防止等基本方針」を踏まえ、いじめの防止等に取り組む。学校において、全ての児童・生徒の信頼関係を育む取組が推進されているか点検するよう努める。また、日頃から、いじめの早期発見や対応の在り方等について、管理職及び教職員の理解を深めておくよう指導する。
- (6) ヤングケアラーについて教職員の理解を深めるとともに、早期発見・把握に努め、関係機関や専門家と連携し、適切な支援につなげる。
- (7) 子どもへの虐待防止に関しては、教職員一人一人が虐待を発見しやすい立場であることを自覚し、児童虐待の認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払い、早期発見・早期対応に努め、関係機関との連携に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 情報発信による他者への影響、ネットワーク上のルールやマナー、情報には自他の権利があること、情報には誤ったものや危険なものがあること、健康を害するようなネット依存に陥る可能性があること等、自らの行動について考えさせる情報モラル教育を実施すること。
- (2) 全ての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うよう指導すること。
- (3) いじめの早期発見・早期対応については、日常から子ども理解に努めるとともに、子どもの不安や多様な悩みをしっかりと受け止められるよう信頼関係を築くこと。教職員がいじめ（疑いを含む。）を発見し、又は相談を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策会議を開催し、組織的な対応につなげるよう指導すること。その際、被害児童・生徒の心情に寄り添った対応に努めるよう指導すること。
- (4) 不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することを目指せるよう、島本町適応指導教室や民間の団体等との連携を含め、実状に応じた適切な支援が行われるよう指導すること。
- (5) 子どもへの虐待の防止に当たっては、児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、「虐待を発見した場合」や確証がなくても「疑いのある場合」には、校長・園長・所長を窓口として子ども家庭センター、教育委員会、要保護児童対策地域協議会などに速やかに相談や通告を行い、学校・幼稚園・保育所等として組織的に対応するとともに各関係機関と継続的な連携を図ること。特に、早期発見の観点から、欠席が継続している子どもに対して、定期的な安全確認を行うこと。
- (6) 児童・生徒一人一人の心身の状況把握に努めるとともに、様々な思いや悩み、不安を持つ児童・生徒に対して、保護者や専門家、関係機関と連携しながら、教職員全体で支

えていくこと。

- (7) 感染者や医療従事者及びその家族等に対し、偏見や差別が生じないように十分に留意し、意識の醸成に努めるとともに、正しい知識と理解を求める学習や、いじめを起ささない学校・学級づくりを一層推進させること。
- (8) 令和4年度に実施した児童・生徒への面談回数よりも3回以上増やし、同年度に支援が必要な子どもを発見した人数よりも60人以上増やすこと。

◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

- 町小中生活指導研究協議会の開催 月例で開催
- 町教研専門部会「道徳部会」の開催 定例開催
- 町人権教育研究協議会の開催
- あいさつ運動の実施や町内一斉清掃活動への参加
- 学校教育自己診断の実施

【5】健康教育・保育の充実と体力づくりの推進

≪本年度の目標（具体的な取組内容）≫

- (1) 健康教育（保健・安全教育及び食に関する指導）の推進に当たっては、学校保健委員会等を組織し、全ての学校で健康や食育に関する全体計画、年間指導計画を継続して策定する。その際、体育・保健体育や生活科等の教科と「総合的な学習の時間」や特別活動との関連を図る。また、保護者を委員とした学校保健委員会を開催するなど、家庭や地域との連携による健康教育推進に努める。
- (2) 幼稚園・保育所では、小学校との接続を図るため体育遊び等のプログラム開発研究を進める。小中学校では、体力向上の取組推進に当たり、大阪府教育委員会が作成した「体力向上実践事例集」を活用し、各学校の状況や子どもの実態に応じた体力づくりの取組を進める。また、町内の小中学校全学年において、継続して新体力テストを、小学校3・4年生においてICT活用による子どもの体力向上事業（小学3・4年生スポーツテスト）を実施する。
- (3) 児童・生徒が様々な運動の特性に触れることができるよう、体育授業の充実や地域人材等の活用を進めながら、スポーツや運動遊びの日常化を図り、児童・生徒の運動習慣の確立に努めるよう指導する。
- (4) 子どもの基本的な生活習慣を確立するため、「健康3原則」（調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養や睡眠）の理念に基づき、家庭との連携（保護者集会や懇談会等での啓発など）に努める。
- (5) 食育基本法を踏まえ、食育推進基本計画（学校における食育の推進・学校給食の充実）を具現化していくため、食事を作る楽しさを知り、栄養や食事のとり方を理解し、望ましい食生活を送る心構えを養い、また、家庭においても自ら栄養バランスに関心を持ち、食に関する役割を担える児童・生徒の育成に努める。
- (6) 学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図り、食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアルを定期的に見直し、研修等において教職員に周知を図る。
- (7) 性に関する指導については、幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえ、ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について、教職員が理解し、実態に応じた指導に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の指導については、教職員や保護者への啓発も含め、関係機関や専門家等を活用しながら、学校教育活動全体を通じて適切に取り組むこと。とりわけ、中学校については、薬物乱用防止教室等を年に1回以上開催すること。
また、性教育を推進する際には、児童・生徒の発達段階を踏まえ、全教職員の共通の理解の下、校内体制を整えるとともに、集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、適切な指導を行うこと。
- (2) 部活動については、「島本町部活動の在り方に関する方針」（島本町部活動ガイドライン）を基に、各中学校の部活動に係る活動方針にのっとり、生徒の自主性・主体性を尊重し、休養日の設定等望ましい活動日数・時間を検討し計画的に実施すること。また、部活動の地域移行に関わる事項を主たる議題として、これに係る環境の整備を推進するため、部活動地域移行検討連絡会（仮）を設置すること。
- (3) 「熱中症事故の防止に向けた対応について（通知）」を参考に、暑さ指数が31℃以上となった場合は運動中止としたことから、通常の体育の授業・水泳の授業・部活動・校外学習・学校行事等においても、適切な実施の判断を行うこと。暑さ指数による指標を活用し、適切な措置を講じるなど熱中症事故の防止に万全を期すよう、教職員に指導すること。
- (4) 新学習指導要領の中学校保健分野において、「がんについても取り扱うものとする」と明記され、健康教育の一貫として、自他の健康と命の大切さについて学び、がんに対する正しい理解と、がん患者や家族などががんと向き合う人々に対する共感的な理解を深める「がん教育」の実践に取り組むこと。
- (5) 健全な学校生活を送る上で食事の栄養バランスを考えることは、学習意欲・集中力・体力を向上させるために大切な課題であることから、望ましい食習慣の形成に結びつ

く実践的な態度を育成できるよう、食育の取組を実施すること。また、学校給食・食育を通して自らの食生活を振り返ることにより、生活習慣を見直し、改善していく意欲を培い、今後生涯に渡って食生活を営んでいく基礎を築いていけるよう指導すること。

- (6) 食物アレルギーを有する児童・生徒の安全を最優先とし、普段から食物アレルギー対応委員会等での緊急時における対応を定期的を確認し、対応できるようにすること。

対応申請の確認から面談や対応開始まで、必ず複数で確認するとともに、誰もが対応の流れを把握した上で、組織的に対応できるようにすること。また、事故及びヒヤリハット等が発生したときは、校内で情報共有を行い、改善策等を検討すること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 町教育研究協議会＜体育部＞の開催定例開催
- 薬物乱用防止教室の開催（中学校）
- 体育授業で地域人材や学生ボランティアとの連携
- 体育指導方法の習得・研究

【6】保幼小連携の推進

◀本年度の目標（具体的な取組内容）▶

- (1) 就学前及び義務教育を通じて育てる島本の教育・保育で目指すべき子ども像の具現化を図り、「みづまるキッズプラン3か年計画」を推進する。（学識経験者意見）
- (2) 町立幼稚園・保育所においては、幼児の発達と思考を踏まえたアプローチカリキュラムを策定し、令和6年度からの実施に努める。
- (3) みづまるキッズプラン策定委員会において、幼児期の「遊びや生活を通じた学び」と就学後の「主体的に自己を表現する学び」をつなぐ、スタートカリキュラム（案）を試行する。
- (4) スタートカリキュラム（案）の試行を踏まえた上で、スタートカリキュラムを策定し、令和6年度からの実施に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 全町的な学校・幼稚園・保育所間連携の推進に当たっては、各種協議会（「島本町小中一貫教育推進協議会」、「島本町保幼小連携推進協議会」等）を中心に組織的な展開に努めること。
- (2) 町立小学校の1・2年生においては、スタートカリキュラム（案）の試行に当たり、主に生活科の授業時間を活用した「かがく遊び」による実践事例を積み上げていくこと。
- (3) 幼児期において遊びや生活を通して育まれた「感じたことを自分なりに表現する力」、「学ぶ力」、「人と関わる力」を、小学校におけるスタートカリキュラム（案）の試行によって、「自己表現力」、「課題探求力」、「社会参画力」等の見えない学力の育成につなげること。

※「かがく遊び」の定義

「もの（物質）」や「こと（現象）」の性質や仕組みを感じ取り、子どもたちが自分自身で考えたり、他者に伝えたり、話し合ったりするスキルを学ぶ。

※アプローチカリキュラム

幼児期の興味・関心や気持ちを大切にした学びと育ちを、小学校生活や学習につなぐ幼児期のカリキュラム

※スタートカリキュラム

幼児期の遊びや生活を通じた学びと育ちを、主体的に自己を表現する学びにつなぐ小学校低学年の教科横断的カリキュラム

◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

【保幼小連携教育推進に係る主な取組】

- みづまるキッズプラン策定委員会の開催
- 保幼小連携推進協議会の開催
- 保幼小交流会の実施（幼児・児童の様子や行事等の情報交換）
- 保幼小連携推進協議会実践発表
- 保幼小交流活動（年長児と1年生）の実施

【7】支援教育・保育の充実

◀本年度の目標（具体的な取組内容）▶

- (1) 平成28年4月1日から施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、合理的配慮が適切になされ、ユニバーサルデザインのある学びが提供されるよう、障害のある子を含む全ての子どもに対して、一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援を行う教育の推進を図る。
- (2) 発達障害を含む障害のある全ての子ども一人一人が安心して過ごせる教室づくりを推進するとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・集団づくりをより一層進める。
- (3) 島本町支援教育研究協議会を中心に町全体の支援教育について、各保幼小中間の連携支援を推進することで、切れ目のない支援の充実を図る。
- (4) 通級指導教室での効果的な指導・支援が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図る等、教師間の連携に努める。
- (5) 特別支援学級では、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るため、自立活動を取り入れる。
- (6) 0歳から20歳までの連続した支援体制を目指し、支援が必要な子どもに対するライフステージに応じた連続性のある「縦と横の連携支援」を推進する。

【本年度の指示事項】

- (1) 児童・生徒の障害の状況に応じた指導・支援の工夫や、支援学級及び通級による指導における自立活動の充実を図ること。
- (2) 就学相談・指導に当たっては、子どもの教育的ニーズの把握に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、就学に関する適切な説明及び情報提供を行うなど、本人及び保護者の意向を最大限尊重した取組の充実を図ること。
- (3) 通級指導教室との連携を柱に、支援を必要とする一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図り、インクルーシブ教育の実現を目指すこと。
- (4) 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを前提とした教育課程を編成するとともに、通常学級で学ぶ全ての子どもにとっての合理的配慮の充実を図ること。
- (5) 卒業後の進路については、高等学校や支援学校に加え、知的障害のある生徒が高等学校で学ぶ「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」の制度等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分伝わるよう、早い時期から、様々な機会を通じて、適切な説明や情報提供を行うなど、ガイダンス機能の充実を努めること。
- (6) 0歳から20歳までの連続した切れ目のない支援を実施していくために、教育センター連絡会を柱に各関係機関の連携を図ること。

◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

【島本町支援教育研究協議会に係る主な取組】

- リーディングスタッフによる巡回相談・研修の開催
- 支援教育コーディネーター連絡会の開催
- 保護者対象の講演会の開催
- 障害者理解に係る講演会の開催
- 保幼小交流の実施
- 通級指導担当者会議の開催（月1回）
- 教育センター連絡会の開催（月1回）
- 相談事業の実施（発達・就学・教育相談、個別の療育[言語指導]）

Ⅱ 信頼される学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり

【1】地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進

◀本年度の目標（具体的な取組内容）▶

- (1) 校長・園長・所長・室長は、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の確立に当たり、経営方針等を教職員に周知し、教育・保育目標の共有化を図る。また、各分掌組織の活性化に努め、教育・保育目標を達成するための組織的な取組を推進する。さらに、学習指導、生徒指導等における現状の把握・分析に努め、その課題解決を図るため、可能なものについては数値目標を挙げるなど、具体的な目標や、計画を設定し、目標の達成度や計画の進捗状況について自ら点検・評価・整理する。
- (2) 小中学校においては、学校教育自己診断を年1回実施し、その分析結果を学校の教育活動に生かすとともに、学校協議会を年4回以上開催し、保護者や地域社会の意見や評価を学校の運営改善に反映させる。また、教育週間等を通じて学校協議会委員による教育活動・授業等の参観を実施し、各委員が学校の状況を的確に把握できるよう取り組む。また、各学校における学校運営協議会の設置に向け、各学校は教育委員会事務局とも共同で検討を進める。
- (3) 地域社会の持つ教育資源である多様な人材を、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の様々な教育活動に積極的に活用するため、学校を支援する地域組織である島本町教育センター学校支援本部との連携を図るとともに、保護者や地域と一体となった教育コミュニティづくりを進め、小中一貫教育に係る縦（校種間）と横（学校と地域社会）の関係を強化する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症について長期的な対応が求められるところであり、学校園における感染及びその拡大のリスクを低減した上で、幼児・児童・生徒の学びを保障していくこと。

[本年度の指示事項]

- (1) 社会に開かれた教育課程を実現するために、学校の経営方針、教育目標、学校教育自己診断結果、学校協議会における協議内容等について、保護者等にできる限り分かりやすく周知を図る方策を講ずること。また、「みづまるキッズプラン（3か年）計画」において、実施目的及び内容について、保護者へ広く丁寧な周知を行うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、常に対策及び体制について見直しを図るよう努めること。
- (3) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室の様々な教育活動を支援する地域人材のボランティアや学生ボランティア等の活用については、学校支援本部と連携を行い、子どもの実態やニーズ、学校の状況に応じて適切な人材を配置するよう努めること。
- (4) 学校運営協議会設置に向けて準備を行い、地域とともにある学校づくりを推進すること。

◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

- 学校協議会の開催
 - ・各学校における経営方針、学校運営に対する意見
 - ・各学校における取組等への支援、評価
- 保幼小連携推進協議会の開催
- 放課後学習会の実施（学校支援による学習ボランティアを活用）
- 地域ボランティアや学生による木工、家庭科等の授業支援の実施
- 放課後子ども教室や校庭開放の実施

【2】安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 校長のリーダーシップの下、学校安全計画に基づく学校全体としての活動や適切な役割分担に基づく事故・災害発生時の対応ができるよう校内体制を整えること。
- (2) 子どもの安全確保を図るため、施設設備の点検と整備の充実に努める。また、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の内外を問わず、子どもの安全を確保するため、安全管理体制の充実をはじめ、保護者や安全ボランティアの協力を得ながら、登下校時の子どもの見守り活動の取組を促進する。
さらに、人員の確保とともに、日常生活の様々な場面において、気軽に防犯の視点を持って、子どもたちの安全を守る活動、いわゆる「ながら見守り」※についても周知を行う。見守りの担い手の裾野を広げることで、犯罪の未然防止や地域の安全・安心に対する関心の醸成に努める。
- (3) 地域や関係機関と連携しながら、青少年の非行防止に努めるとともに、子どもが安心して暮らせる環境づくりのため、「こども110番の家」運動の周知を図る。
- (4) PTA・保護者会や学校支援本部、自治会等との連携を強め、各校区の安全ボランティアの人材確保に努める。
- (5) 学習活動や学校行事、学校生活における様々な場面や、部活動等においても感染対策に努める。
- (6) 統合型校務支援システムを導入し、教員の業務の効率化を図り、そのことにより得た時間を活用して、児童・生徒及び保護者へのきめ細かな支援を行う。

【本年度の指示事項】

- (1) 学校における実践的・実効的な安全教育を推進するとともに、児童・生徒に、いかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成を図ること。
- (2) 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高めるよう努めること。
- (3) 関係機関と連携しながら啓発や防犯活動を実施するとともに、「こども110番」運動及び大阪府の事業「動くこども110番」を広報誌等で周知すること。
- (4) 大規模災害の発生時には、避難所が開設されるまでの間、各学校が地域住民の避難先となることもあるため、地域と連携し、学校の組織体制を整えておくこと。また、日頃から教職員の連絡・参集・配備体制について周知徹底を図るなど、災害に備えた危機管理体制の確立に努めること。
- (5) 地域で子どもたちを守るという視点から、安全ボランティアと連携するなど、幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うとともに、発達段階に合わせて、自ら自分の身を守る力を育成すること。
- (6) 全ての教職員が子どもの心肺停止に備え、AEDの使用を含めた心肺蘇生法を実践できるよう努めること。
- (7) 登下校時の通学路については、道路管理者等関係機関と連携し、危険箇所における安全対策を実施するとともに、一層の安全確保を図るよう努めること。
- (8) 安全教育を通じ、児童・生徒に、いかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成を図ること。
- (9) 安全ボランティアの人材確保に当たり、学校便りや学校ホームページにも募集記事を掲載するなど、活動者数の増加に努めること。また、多様な世代や事業者が、日常生活を行う際、防犯の視点を持って見守りを行い、合同点検等で把握された危険箇所において、安全ボランティアや保護者、地域住民の方々を中心とした「大人の目」を増やし、「一人区間」や「見守りの空白地帯」を減らしていけるよう努めること。
- (10) 幼児・児童・生徒の精神疾患等メンタル面を含めた生活全般についての状況把握を適切に行い、相談体制の充実等に取り組むこと。特に、新型コロナウイルス

感染症に係る児童・生徒の不安やストレスの高まりに対して、スクールカウンセラー等と連携し、適切に支援するための相談体制等を整えること。

- (11) 児童・生徒及び保護者の授業の充実度を令和4年度比5%増加させること。また、学校に行くのが楽しいと感じる子どもの割合を令和4年度比5%増加させること。

※ながら見守り

登下校に限らず、更に見守りの担い手の視野を広げるため気負わず、構えすぎず日常生活を普通に送りながら、ウォーキング、ジョギング、買い物、犬の散歩、花の水やり、清掃活動、通勤、仕事の外回りなどの場面において、子どもたちの安全を見守る活動のこと。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 各教科における防災教育の展開、防災教育全体計画の作成
- 安全ボランティアの新規募集
- 学校教育自己診断の実施

【3】教職員の資質向上とサービスの徹底

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 校長は、授業づくり、学級づくり等、校外研修で学んだ理論を校内で実践することをはじめ、首席や指導教諭等を活用した、日常的なOJTの推進に努めるとともに、学校全体で組織的、総合的かつ継続的に取り組む。
- (2) 社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成し、特に、児童・生徒の情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ICTの効果的な活用に係る研修等により、全ての教職員のICT活用指導力を向上させる。
- (3) 「教職員の評価・育成システム」は、年間スケジュールを遵守し、円滑かつ適切に実施する。
- (4) 校外の研修に参加した際には、必ず文書により復命するとともに、職員会議や各種委員会等の場で報告を行い、関係職員に成果を還元する。
- (5) 不祥事発生を予防し、未然防止を図るため、年間を通じて計画的に、服務規律の遵守や生徒指導体制の在り方について教職員全体で確認を行い、周知徹底を図る。
- (6) 行政文書や個人情報を適切に管理することはもとより、コンピュータでの情報の処理に当たっては、情報の漏洩が生じないように、電子情報や記録媒体の特質に応じた万全の対策を講じる。また、教職員一人一人の自覚を促すための研修を実施する。
- (7) 教職員間及び子どもに対するセクシュアル・ハラスメント等は重大な人権侵害であることを踏まえ、指針に基づき相談窓口となる教職員を指定するとともに、必ず文書で明示し、教職員全体で共有する。
- (8) 職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることを全ての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、全ての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりに努める。
- (9) 組織のリスクマネジメントについての理解を深め、教職員が基本的な姿勢を身に付けることを目的とする研修を実施する。

[本年度の指示事項]

- (1) 校長のリーダーシップの下、教職員等が互いに学び合い、育ち合う同僚性を高めつつ、一体となって学校組織マネジメントを推進すること。
- (2) 社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成すること。また、ICT活用や支援教育、人権教育等、今日的課題に十分留意したテーマの設定を行うこと。
- (3) 「教職員の評価・育成システム」について、管理職は制度の趣旨を十分説明するとともに、それぞれの教職員が自らの意欲・資質能力向上のために具体的な目標を設定できるよう支援すること。
- (4) 大阪府教育庁作成の「不祥事予防に向けて」及び「体罰防止マニュアル」の携帯について、臨時的任用者を含む全教職員に義務付けるとともに、それぞれの研修を実施すること。また、万一、教職員の服務義務違反が生じた場合は、速やかに、かつ、的確に事実関係を調査・把握し、教育委員会に報告すること。
- (5) 教職員に対し、条例・規則で定められた勤務時間を遵守させるとともに、教育・保育に携わる公務員として、保護者・住民から誤解を招くことのないよう職務に専念するよう指導すること。
- (6) 教職員の兼職・兼業については、地方公務員法及び教育公務員特例法の定めを遵守し、事前に所要の手続を経ること。
- (7) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室における様々な危機管理について、リスクを最小限に抑えるため、大阪府や町が作成した資料等を活用するとともに、周知のみにとどまらず、適宜訓練や研修等を実施することにより、全教職員の共通理解を図ること。
- (8) 教職員の「働き方改革」や健康管理の観点から、「月45時間、年間360時間」を上限とし、長時間勤務の一層の縮減を図る必要がある。その一つとして、夏季休業日中及び冬季休業日中において学校閉庁日を設定し、原則として児童・生徒の登校及び部活

動を禁止するとともに、業務の休止を行うこと。

- (9) パワーハラスメントやモラルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止に向け、指針等を参考に研修を行うこと。また、ハラスメントに関する相談窓口を校務分掌で明示し、誰もが相談できる体制を整え、相談窓口及び相談体制が機能するよう改善を図ること。職場におけるハラスメントの防止については、管理職の役割が大きいことから、校長及び教頭自身がハラスメントに対する感覚を養い、快適な働きやすい職場環境づくりを率先して努めること。

万一、事象が生起したときには、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。また、ハラスメント防止に関する意識を啓発するための研修等を改めて実施するなど再発防止に努めること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 町教育委員会主催の研修会の開催
 - ・人権教育研修
 - ・生活指導研修
 - ・学力向上研修
 - ・外国語活動・英語研修
 - ・道徳教育研修
 - ・キャリア教育研修
 - ・支援教育研修
 - ・幼小中一貫教育研修
 - ・初任者研修
 - ・10年経験者研修
 - ・食物アレルギー研修
 - ・給食指導に係る研修
 - ・保幼小合同研修
 - ・カリキュラムマネジメント研修
 - ・要保護児童対策地域協議会虐待防止研修
 - ・学童保育室指導員研修

【4】快適な教育・保育環境の整備

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室施設の改修及び整備については、「島本町学校施設長寿命化計画」及び「島本町保育施設長寿命化計画」その他の年次計画及び改修計画に基づき実施する。年次計画については、長期的視野に立ち、定期的に精査を行う。
- (2) 児童・生徒数の増加傾向や保育所・認定こども園の需要の高まりに伴い、必要な教室や保育所等の確保及び整備の計画を策定し、運営に支障がないように順次整備に着手する。
- (3) 学校事務職員の事務連絡会に教育総務課職員が必要に応じて参加し、情報交換と課題の共有を行う。また、課題の解決を通じて相互の協力関係を強化するとともに、効率的で組織的な学校経営支援体制の構築及びより計画的な予算執行に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 「島本町学校施設長寿命化計画」及び「島本町保育施設長寿命化計画」に基づき、円滑に業務を進めること。
- (2) 各学校の事務部門強化と学校経営の充実を目指して、学校事務の共同実施の取組を引き続き進めること。
- (3) 待機児童が発生しないよう努めるとともに、施設の認可定員を超えて受入れを行う弾力運用の解消を図ること。
- (4) 全国的に保育士確保が困難な中、民間保育園における派遣保育士の活用について、支援すること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 第一小学校屋内運動場長寿命化改修
- 第二小学校屋内運動場長寿命化改修
- 第三小学校下水放流切替
- 第一中学校屋内運動場屋上防水改修
- 第一中学校特別教室棟外壁改修
- 第二保育所内部床材等改修
- 民間保育園保育士確保促進事業

Ⅲ 社会教育と生涯学習の推進

【1】青少年健全育成の推進

≪本年度の目標（具体的な取組内容）≫

- (1) 青少年関係の各事業において、参加者が人権問題を身近に捉えることができるような事業となるよう、運営全般において工夫し、生涯学習における人権教育の推進に努める。
- (2) 青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、学習機会の提供や体験活動を推進するとともに、青少年活動の活性化を図るため、関係団体の支援に努める。
- (3) 地域や関係機関と連携しながら、青少年の非行防止に努める。
- (4) 家庭の教育力、地域の教育力の向上を図るため、学校、保護者、各家庭を取り巻く地域の大人たちが連携するネットワークづくりに努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 講師と事業の趣旨を共有しながら、事業参加者が人権意識を育むことができるような内容や教材づくりに努めること。
- (2) 事業実施の際には、これまでの取組で得た意見などを検証し、事業内容の工夫・改善に努めること。また、子どもが参加しやすい魅力のある事業や、成長とともに行動範囲や人間関係が広がっていく中高生にも参加しやすい事業を実施すること。
- (3) 関係機関と連携しながら啓発や防犯活動を実施すること。
- (4) 島本町いきいき・ふれあい教育事業実行委員会について、円滑な運営に努めること。

≪関連する取組（本年度の施策や事業）≫

- 青少年人権教育事業の開催
 - ・親子体験学習
 - ・手話教室
 - ・アート教室
 - ・書道教室
 - ・学習支援の場
 - ・識字学級
- 解放子ども会の支援
- 青少年指導員協議会主管事業の開催
 - ・青少年健全育成大会
 - ・夜間パトロール
- 俳句大会の開催（中高生対象）
- いきいき・ふれあい教育事業の実施
- 「二十歳のつどい」の開催

【2】文化財保護の推進

◀本年度の目標（具体的な取組内容）▶

- (1) 町指定文化財の指定等を進め、これらを活用した各種事業を展開し、文化財の保護及び啓発に努めるとともに、地域の活性化を図る。
- (2) 埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での開発に伴う調査を実施し、遺跡の記録保存と保護に努める。
- (3) 埋蔵文化財の調査で見つかった資料を活用し、文化財保護の普及啓発を推進する。
- (4) 歴史文化資料館を拠点に、郷土を中心とした歴史・考古・民俗等に関する資料の調査を実施し、保存に努めるとともに、展示資料の充実を図る。
- (5) 歴史文化資料館について、管理運営に支障のない範囲で、住民交流の場として施設の使用を許可し、文化財の保存と活用の両立を図る。
- (6) 史跡桜井駅跡史跡公園内に存在する石碑等を、適切に維持管理し、文化財の保存及び普及啓発に努める。

[本年度の指示事項]

- (1) 新たな町指定文化財の指定等に向けて、調査・研究に取り組むこと。
- (2) 埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での調査を適切に実施すること。
- (3) 埋蔵文化財の調査で見つかった遺構の復元や遺物の展示などを行い、住民及び来訪者に対して埋蔵文化財に触れる機会を提供し、周知・啓発に取り組むこと。
- (4) 文化財資料調査を基に、郷土に関連した展示を行うこと。また、本町で昔から使用されている生活の道具を展示し、本町の暮らしの移り変わりを学ぶ場を提供すること。
- (5) 歴史文化資料館について、引き続き住民交流の場及び情報発信基地としての活用に取り組むこと。ただし、施設使用許可に当たっては、必要に応じて条件を付すなど、所蔵資料及び建物の保存と活用を両立するよう、万全を期すること。
- (6) 史跡桜井駅跡史跡公園内の文化財について、安全に公園を利用できるよう維持管理するとともに、適切に文化財の保存を行うこと。

◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

- 町指定文化財等候補の調査
 - ・町内の古文書調査
 - ・水無瀬家の資料調査
- 埋蔵文化財の調査
- 尾山遺跡池泉跡移築復元工事
- 歴史文化資料館の展示
 - ・企画展の開催
 - ・常設展の充実
- 歴史文化資料館の活用
 - ・講演会
 - ・施設利用の促進
- 史跡桜井駅跡史跡公園内の文化財の維持管理

【3】生涯学習活動の推進

◀本年度の目標（具体的な取組内容）▶

- (1) 各種文化教室事業において、より多くの住民が参加できるよう、生涯学習活動の充実を図る。
- (2) 生涯学習の推進を図り、各部局の所管事業を住民が身近に理解できるよう、講座内容において取り上げるなど、学習内容の見直しを図る。
- (3) 町内で活動する生涯学習関係団体に関する広報を積極的に行い、住民の学習機会の充実を図る。
- (4) 学習活動を通じて、文化の推進を主体的に担える人材育成に努め、かつ、団体の育成に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 各種教室等について、開講数や時期について住民ニーズに応じた新規の教室事業を検討・開催することで、参加者の拡大に取り組むこと。
- (2) 講座の実施に当たっては、参加者ニーズを検証しつつ、他部局で実施している事業の活用なども検討し、学習内容の見直しに取り組むこと。
- (3) 生涯学習関係団体の活動内容などを掲載した紹介冊子の作成やホームページへの情報掲載等、各団体活動の広報に取り組むこと。
- (4) 生涯学習関係団体の設立支援として、引き続き各種教室等の修了者に対する団体制度の説明や、町内在住講師の起用など、積極的に取り組むこと。

◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

- 各種教室等の開催
 - ・古文書講座
 - ・民謡教室
 - ・少年少女和太鼓教室
 - ・和太鼓教室(青年の部)
 - ・和太鼓教室(一般の部)
 - ・たのしい絵画教室
 - ・ポーセラーツ教室
 - ・グラスアート体験教室
 - ・浴衣着付体験教室
 - ・バルーンアートであそぼう！
 - ・扇子絵付け体験教室（令和5年度新規）
 - ・座学での学習講座（令和5年度新規）
- 文化祭事業実行委員会主催事業の後援
 - ・文化祭
- 生涯学習関係団体の支援

【4】図書館サービスの推進

◀本年度の目標（具体的な取組内容）▶

- (1) 様々な方に来館いただけるようホームページ等を活用し、図書の紹介や各種イベント情報などを積極的に利用者へ配信する。
- (2) 利用者が本を手に取り、興味を持って読んでいただけるよう書架の充実に努める。
- (3) 北摂地区における公立図書館の広域利用事業を推進する。
- (4) 「島本町子ども読書活動推進のための方針」に基づき、関係機関と連携し、読書活動の推進を図る。
- (5) 除籍図書などの有効活用について引き続き検討する。

【本年度の指示事項】

- (1) 町立図書館に関する情報について、様々な媒体を活用し、配信の充実に努めること。
- (2) 毎月、季節や時事、年齢等に応じた特集コーナーを設け、本との新たな出会いの機会の充実に努めること。
- (3) 図書館の広域利用について、他市町相互の連携の下、円滑な運営に努めること。
- (4) 「島本町子ども読書活動推進のための方針」に基づき、学校・家庭・地域の連携による状況の変化に対応した読書環境づくりに努め、読書活動の推進を図ること。
- (5) 寄贈図書及び除籍図書の売却を継続して実施するとともに、リサイクルブックコーナーを設置し、利用者への還元を図ること。

◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

- 定例的な事業の開催
 - ・おはなしかい（毎週土曜日）
 - ・わくわくかみしばい（毎月第1水曜日）
 - ・「赤ちゃんタイム」の実施（毎週土曜日・日曜日及び祝日）
- 年間予定の事業の開催
 - ・おはなしかいスペシャル（春・秋・クリスマス）
 - ・こどもの読書週間の取組
 - ・読書オリンピック
 - ・図書館まつり（おはなしかい・クイズラリー・コンサート）
 - ・なのはなのおはなし会（ストーリーテリング）
- 学校・団体と連携した取組の実施
 - ・「学校図書館専任職員連絡会」参加
 - ・子ども読書に係る関係機関等研修会
 - ・新任教員「社会体験研修」受入れ
 - ・小中学校の児童・生徒「図書館見学」受入れ

【5】スポーツ活動の推進

◀本年度の目標（具体的な取組内容）▶

- (1) ニュースポーツについて、広く住民へ周知を図り、普及に努める。
- (2) 町立体育館の整備について、町財政との整合性を図りつつ、調査検討を進める。
- (3) 利用者が安全に利用できるよう、スポーツ施設や備品等について、適切な維持管理に努める。
- (4) 定期的にスポーツ教室を開催し、生涯スポーツの普及啓発を図る。
- (5) 誰もが生涯にわたって、健康や体力を保持し、生きがいを持てる環境づくりに努める。

【本年度の指示事項】

- (1) ニュースポーツを周知するため、定期的に体験教室を開催する際には、効果的な周知の方法を検討・工夫するとともに、PTA行事への協力等により、ニュースポーツの普及に取り組むこと。
- (2) 町立体育館の今後の方向性について、関係部局と連携を図りながら、整備手法等の方針策定のため調査検討を進めること。
- (3) 町内スポーツ施設を適切に維持管理するとともに、計画的な修繕及び更新に努めること。
- (4) 参加者ニーズを検証しながら教室の内容を検討すること。
- (5) 子どもから高齢者まで誰もが生きがいを持てる環境づくりのため、スポーツ関係団体等の活動の支援に努めること。

◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

- スポーツ推進委員協議会主管事業の開催
 - ・ニュースポーツ体験教室
- スポーツ施設の貸出し
 - ・町立体育館
 - ・東大寺公園テニスコート
 - ・学校教育施設の体育館・グラウンド・テニスコート
 - ・水無瀬川緑地公園スポーツ広場
- スポーツ教室の開催
 - ・ヨガ教室
 - ・ソフトバレーボール教室
 - ・ダブルダッチ教室
 - ・バドミントン教室
 - ・ジュニアテニス教室
 - ・体幹&ストレッチ教室
 - ・運動あそび教室
- 町民スポーツ実行委員会主催事業の後援
 - ・町民スポーツ祭
 - ・スポーツレクリエーション祭
- スポーツ関係団体の支援
 - ・社会教育関係団体
 - ・総合型地域スポーツクラブ

	団体名	事業名	事業目的	申請額	備考
1	島本町文化協会	文化のつどい	成果発表を通じて、相互に技量、技能の向上を目指すとともに町民の皆さんとの交流機会を持つことにより、文化協会活動の浸透を図り、同時に会員数増員の一助とする。	65,000円	
2	島本町PTA連絡協議会	教育講演会	より豊かな「島本の教育」を実現することを目的に講演会を開催し、保護者や先生方、地域の方々に講演を聴いていただくことにより、保護者や子どもたちのこれからの人生をより豊かなものとする為	70,000円	
3	島本音楽協会	島本音楽協会第194回コンサートから第197回コンサートまでの4回の年間コンサート事業	島本音楽協会の目的である、島本町の音楽文化の向上をめざし、音楽あふれる町づくりに資する。	58,400円	1,000円未満切捨のため、400円は切捨
4	特定非営利活動法人 島本町体育協会				
5	島本町少年野球協議会	少年野球体験会	少年野球の体験会をとおして、心身の健全育成を図ることを目的とする。	70,000円	
6	日本ボーイスカウト 島本第1団				
7	ガールスカウト大阪府第90団	おさそいキャンペーン(ガールスカウト体験集会)	地域に根差した生涯学習活動であるガールスカウトの活動をガールスカウト対象の女兒とその保護者に体験を通じて知ってもらう	28,000円	
8	島本レクリエーション協会				

計 291,400円

令和 5 年度補助金交付申請書

令和 5 年 5 月 10 日

住所又は所在地

大阪府三島郡島本町若山台 2丁目 2-24-32

交付申請者

島本町文化協会

会長 釜谷 昌宏

島本町長 山田 紘平 様

補助金 負担金 助成金		交付申請書							
金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円	-
			¥	6	5	0	0	0	
ただし 令和 5年度 島本町文化協会補助金として									
下記理由書により				補助金 負担金 助成金	交付願いたく申請いたします。				
理 由 書									

事業計画書

1. 事業名	島本町 文化協会 文化のつどい (旧 懇親のつどい)
2. 事業内容	文化協会会員の全員参加による、年一度の成果発表の催し。
3. 趣旨・目的	成果発表を通じて、相互に技量、技能の向上を目指すとともに町民の皆さんとの交流機会を持つことにより、文化協会活動の浸透を図り、同時に会員数増員の一助とする。
4. 日時	令和 5 年 6 月 18 日 (日曜日) 午前 12 時 00 分 ~ 午後 5 時 00 分
5. 会場	ふれあいセンター(ケリヤホールほか)
6. 参加予定者	主催者側役員: 15名 一般参加者: 100名
7. 奨励・援助の内容	後援
8. 他 の 後 援 等 申 込 先	無し
9. 主催団体名	島本町文化協会
10. 主催団体の 趣 旨 ・ 目 的	趣味を通じて文化の向上を図り、明朗健全な生活環境をめざし地域の発展に寄与する。(文化協会規約より)
11. 関係資料	ポスター案添付

事業予算書

収入の部

① 主催団体等負担	計	15,000 円
② 補助金(町生涯学習課)	計	65,000 円
③ お茶席会費	計	30,000 円
	合計	110,000 円

支出の部

① 全般 ポスター・プログラム印刷費		6,000 円
② 芸術芸能文化、舞踊・民謡・合唱	計	38,600 円
会場費		25,800円
備品使用料		8,800円
ゲスト謝礼		4,000円
③ 生活文化 茶道(お茶席)	計	51,800 円
生菓子		30,000円
茶器・茶筥		4,000円
抹茶		15,000円
会場費		2,800円
④ 生活文化 華道(生け花)	計	10,000 円
花代		10,000円
⑤ 国民娯楽 囲碁・将棋	計	1,000 円
会場費		1,000円
⑥ その他消耗品	計	2,600 円
	合計	110,000 円

令和5年「島本文化のつどい」 行事予算 (単位円)

収入	項目	予算	
行事全般	協会費	15,000	
	補助金(生涯学習課)	65,000	
	お茶席会費	30,000	
	合計	110,000	

支出	項目	予算	補助金
全般印刷	コピー代	500	500
	ラミネート	1,500	1,500
	ホピータイム	3,000	3,000
	プログラム印刷	1,000	1,000
	合計	6,000	6,000
会場借り上げ当	ケリヤホール使用料(当日)	25,200	25,200
	付帯設備使用料	8,500	8,500
	ピアノ	300	300
	音楽室使用料	600	600
	合計	34,600	34,600
芸術文化 芸能文化	ゲスト謝礼(200円×20人)	4,000	4,000
	合計	4,000	4,000
生活文化 茶道	生菓子	30,000	0
	茶器・茶筌	4,000	4,000
	抹茶	15,000	0
	会場費(健康教育指導室)	2,800	2,800
	合計	51,800	6,800
生活文化 華道	生け花(花代)	10,000	10,000
	合計	10,000	10,000
国民娯楽 囲碁将棋	会場費(第一学習室)	1,000	1,000
	合計	1,000	1,000
雑費	その他、消耗品	2,600	2,600
合計		110,000	65,000

NO 演目 出演団体 演題 出演者 (敬称略)

7. 舞踊 (14:15~14:40) **えみ穂会**
 黒田節(名槍日本号) 水谷 須美
 竹田節 木戸 小夜子
 花の舞 井上 えみ穂

8 合唱 (14:40~15:15) **島本混声合唱団**
 指揮 細見 羽衣
 ピアノ 新野 優季
 青葉茂れる 時代 他

出演：
 ソプラノ 石橋 明美 アルト 稲元 秀子 テノール 松本新太郎
 稲荷 栄 大平 節
 磯田 勝子 バス 山本 條嗣
 沖本 和恵 細見 重勝
 成子美登代
 米澤 公子

9 マジック (15:15~15:45) **マジック**
 楽しいマジック??? 飯田 敦子
 びっくりマジック??? 志賀 数雄

閉会 (全員で、ふるさとを歌って閉会)

思い出ずる ふるさと
 思い出ずる ふるさと
 雨に風につけても
 つつがなまきや 友がき
 いかにいます 父母
 忘れがたき ふるさと
 夢は今もめぐりて
 こぶな釣りし かの川
 うさぎ追いかの山
 作曲 高野辰之
 作詞 岡野貞一
 ふるさと

文化協会へご入会を希望される方は、別紙”文化協会活動案内”をご覧ください。
 またはふれあいセンター3F生涯学習課へお問い合わせください。

部門：詩吟・将棋・囲碁・茶華道・アートフラワー
 民謡・舞踊・ハーモニカ・マジック・など

第23回 島本町文化協会 主催

(後援：島本町教育委員会)

島本 文化のつどい

日時・令和5年6月18日(日) 12時～

場所・島本町ふれあいセンター

～催し物～

ケリヤホール 12:00～17:00頃

《舞台部門》 次頁以降のプログラムをご覧ください。

※ 入場 無料

《バザー》 皆様のおいでを、お待ちしております。
 (ケリヤホール前)

1階 健康教育指導室 12:00～17:00頃

《お茶席》 椅子で召し上がっていただけます。

※ 一服300円(お菓子付き、小人200円)いただきます。
 お菓子無くなり次第終了します。

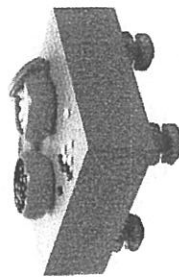
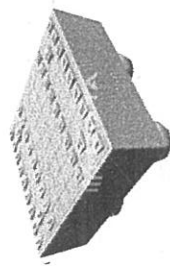
《展示》 生花、アートフラワー

3階 第1学習室 12:00～17:00頃

《将棋》

《囲碁》

一般参加歓迎です！



ご挨拶

水無月に入り、蒸し暑い日が多くなりました。
島本町文化協会は、昭和39年に発足以来今年で59年を迎え、会員一同それぞれ異なる趣味の分野で、日々芸能、制作等々に精進しています。
さて『懇親のつどい』が皆様には「身内のつどい」と思われることもあるので、今年から『島本文化のつどい』と改めました。皆様方には、私たちの日々の精進の成果をご覧いただき、楽しいひと時をお過ごしくださいますよう、心からお願ひ申し上げます。

令和5年6月18日 島本町文化協会 会員一同

@ 催し物・会場は表紙をご覧ください

36 ケリヤホール舞台部門プログラム 開演 12:00 司会 村神 雅江

来賓挨拶 12:00~

NO	演目	出演団体	演題	出演者(敬称略)
----	----	------	----	----------

- | | | | | |
|----|---------------------|-----|--|--------------------------|
| 1. | 詩吟
(12:15~12:30) | 詩吟部 | | 志を言う 大城 よしみ
大楠公 奥田 良一 |
|----|---------------------|-----|--|--------------------------|

- | | | | | |
|----|---------------------|------|--------------|---------------------------|
| 2. | 舞踊
(12:30~12:40) | えみ穂会 | 花の宴(えん)(三人舞) | 井上 えみ穂
木戸 小夜子
水谷 須美 |
|----|---------------------|------|--------------|---------------------------|

NO	演目	出演団体	演題	出演者(敬称略)
----	----	------	----	----------

- | | | | | |
|----|---------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 3. | 民謡
(12:40~13:10) | 若竹会 | 会主
淡海節
斎太郎節
庄内おぼこ
会津磐梯山
新相馬節
灘の酒造り祝い唄
青葉茂れる桜井の
九十九里大漁木造り唄
輝き世代音頭
全員合唱 | 野口 トキエ
中村 治
島林 仁司
鈴木 剛夫
筒水 憲治
深田 實
田口 和枝 |
|----|---------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|

- | | | | | |
|----|------------------------|---------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 4. | ハーモニカ
(13:10~13:30) | エーデルワイス | 指揮
受付
エーデルワイス
雨降りお月さん
いつも何度でも
夜明けのスキヤット
海その愛 | 小林三岐子
北側 純子
石田 敬子
日下 清彦
村神 雅江
西村 千晴 |
|----|------------------------|---------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|

- | | | | | |
|----|---------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 5. | 民謡
(13:30~14:00) | 若竹会 | 会主
輝き世代音頭
シャンシャン馬道中唄
祇園小唄
姉こもさ
築後酒造り唄
ソーラン節
五木の子守唄
最後に会場の皆様と唄いましょう
青葉茂れる桜井の | 野口 トキエ
有志
荻野 祥子
鳥居 恵子
進藤 洋子
平山 律子
毎床 寿美子
野口 トキエ |
|----|---------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|

- | | | | | |
|----|------------------------|-------------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 6. | ハーモニカ
(14:00~14:15) | キララ/エーデルワイス | 指揮
アンパンマンのマーチ
ビートルズメドレー | 小林三岐子
井上 洋子
須賀 恵美子
藤田 明友
古川 律子
吉水 正行
石田 敬子
日下 清彦
西村 千晴
村神 雅江 |
|----|------------------------|-------------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|

年度補助金交付申請書

令和5年 6月 1日

住所又は所在地

大阪府三島郡島本町桜井2丁目25-1 (第三小学校)

交付申請者

氏名又は名称及び代表者氏名

島本町PTA連絡協議会 会長 小林 麻美子

島本町長 様

補助金

負担金 交付申請書

助成金

金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
			¥	7	0	0	0	0	-

ただし

下記理由書により

補助金

負担金

助成金

交付願いたく申請いたします。

理由書

教育講演会開催の為

補助年度事業計画書

氏名又は名称及び代表者氏名

島本町PTA連絡協議会

会長 小林 麻美子

(1) 事業の目的

より豊かな「島本の教育」を実現することを目的に講演会を開催し、保護者や先生方、地域の方々に講演を聴いていただくことにより、保護者や子どもたちのこれから人生をより豊かなものとする為

(2) 事業の名称

教育講演会

(3) 事業費

200,000円

(4) 事業の実施期日

令和5年9月17日(日) 10:00~11:30

(5) 事業の実施場所

島本町ふれあいセンター ケリヤホール

(6) 事業の概要

外部から講師を招き、講演会を開催

設計書、図書等参考書類添付のこと。

年度収支予算書

	区分	予算額	明細	
	収入の部	町補助金	¥70,000	
府P補助金		¥11,110		
団体負担金 (連P)		¥18,890		
合計		¥200,000		
	区分	予算額	明細	(内補助金)
	講師謝礼	¥100,000	事務用品・日用品等	¥70,000
チラシ印刷代	¥30,000			
会場代	¥8,400			
消耗品	¥61,600			
合計	¥200,000			
(差引)		¥0		

令和5年 6月 1日

島本町長 様

島本町PTA連絡協議会 会長 小林 麻美子

様式第1号 (第3条関係)

令和 5 年度補助金交付申請書

令和 5年 4月 26日

住所又は所在地

大阪府三島郡島本町東大寺3-8-2

交付申請者

氏名又は名称及び代表者氏名

島本音楽協会

会長 藤原靖彦

島本町長 様

補助金 負担金 助成金		交付申請書								
金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円	一	
			¥	5	8	4	0	0		

ただし 令和5年度 島本音楽協会補助金として

下記理由書により	補助金 負担金 助成金	交付願いたく申請いたします。
----------	-------------------	----------------

理由書

補助年度事業計画書

氏名又は名称及び代表者氏名

島本音楽協会

会長 藤原 靖彦

(1) 事業の目的

島本音楽協会の目的である、島本町の音楽文化の向上をめざし、音楽あふれる町づくりに資する。

(2) 事業の名称

島本音楽協会第194回コンサートから第197回コンサートまでの4回の年間コンサート事業

(3) 事業費

696,400 円

(4) 事業の実施期日

令和5年7月9日(日)、9月18日(月)、10月29日(日)、12月10日(日)

(5) 事業の実施場所

島本町ふれあいセンター「ケリヤホール」

(6) 事業の概要

本協会主催のコンサートの実施

第194回コンサート 第25回「島本合唱フェスティバル」(7/9)

第195回コンサート ピアノトリオ「トリオ遊羽穂リサイタル」(9/18)

第196回コンサート 名倉誠人マリンバリサイタル 「無伴奏マリンバの挑戦」(10/29)

第197回コンサート 「松永昌子 ピアノで綴る旅シリーズ ～ドイツ ペートーヴェン～」
(12/10)

(参考資料)

1. 島本音楽協会 2023年度総会議案書
2. 2023年度 会員募集のご案内

設計書、図書等参考書類添付の事

令和5年度収支予算書

	区分	予算額	明細	
収入の部	正会員費	40,000 円	@500 円×40 人×2 回	
	当日会員費	550,000 円	@2500 円×70 人×2 回、@2000 円×100 人	
	参加費	48,000 円	合唱フェスティバル参加費 6000 円×8 団体	
	補助金	58,400 円	町補助金	
	合計	696,400 円		
	区分	予算額	明細	(内補助金)
支出の部	報償費	455,000 円	演奏会客演者への謝礼	(内補助金 58,400 円)
	印刷費	43,000 円	チラシ・プログラム等の印刷	
	借上料	174,000 円	ホール使用料、付帯設備費、調律費等	
	通信費	16,400 円	郵送代	
	接待費	5,000 円	客演者弁当ほか	
	雑費	3,000 円	当日会員受付手数料	
	合計	696,400 円		
(差引)		(収入) 696,400 円 - (支出) 696,400 円 = 0 円		

令和 5 年 4 月 26 日

島本町長 様

氏名又は名称及び代表者氏名
 島本音楽協会
 会長 藤原 靖彦

2023年度 島本音楽協会にご入会ください

◇島本音楽協会は1978年(昭和53年)4月に島本町社会教育関係団体の認可を受け、「島本町の音楽文化の向上をめざし、音楽あふれる町づくり」を目的に発足。今日まで193回の定期公演や多くの後援等を実施。大阪府地域文化奨励賞や島本町表彰を受賞。創立30周年記念事業には、国の芸術文化振興会助成金を受けて創作オペラ「秀とカッパの笛」公演は大成功を収め、創立35周年記念公演に「能勢人形浄瑠璃鹿角座公演」を実施。また、2015年には町制75周年を記念し、芸術文化振興基金の助成を受け「歌劇ヘンゼルとグレーテル」を上演し大きな反響をいただきました。

◇2018年度には創立40周年を迎え、華々しく祝賀することが出来ました。「創立40周年メモリアルコンサート」「40周年のあゆみ/発刊」「祝祭コンサート/オペラ座の怪人」など創立40周年記念祭として大きな企画を実施しました。

◇2020年度は新型コロナ感染症拡大で発足以来初めて全公演を中止し、会員募集も停止しました。2021年度、2022年度はコロナ禍の中、併せて5公演を実施することが出来ました。

◇今年度はコロナ禍の厳しい規制もようやく大幅に緩和され、コロナ禍前と同様4つのコンサートを開催します。良質の音楽をお届けしますので、ぜひご入会下さいますようお願い致します。

◇島本音楽協会の正会員、賛助会員に入会された方は、すべてのコンサートに参加できます。

「島本音楽協会の会員」は次の三種類があります。

(1) 正会員 (年間会費 3,000円)

(2) 賛助会員 (年間会費10,000円)

(3) 当日会員 (例会ごとに定める)

◇各会員の申し込みは、水無瀬駅前「長谷川書店」、広瀬1丁目「小林酒店」、事務局(☎075-962-1464 mail: shimaon1970@gmail.com)・役員にて受付しています。

2022年度 賛助会員

2022年度の賛助会員として「島本を音楽あふれる町に」の実現にご尽力頂いた方々です。

新年度の新規のご入会募集を開始いたします。どうぞお申し込み下さいますようお願い致します。

(順不同・敬称略)

戸田 靖子
長谷川書店
関内科医院
尼子小児科医院
(医)楠薫堂医院
(医)五十嵐歯科医院
野村不動産株式会社

◇◇◇ 島本音楽協会会則 ◇◇◇

第1条 本会は島本音楽協会と称し、事務所を会長宅におく。

第2条 本会は島本町の音楽文化の向上をめざし、音楽あふれる町づくりを目的とする。

第3条 本会は本会の目的に賛同する島本町民、町在住者等をもって、次のように組織する。

◇正会員 ◇賛助会員 ◇当日会員

第4条 本会は目的達成のため次のことを行う。

- (1) 音楽会
- (2) 各種講座
- (3) 音楽サークル助成
- (4) 島本における伝承音楽の発掘
- (5) 子どもらの音楽による組織化
- (6) 町文化祭への参加
- (7) その他

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 顧問をおくことができる。
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 事務長 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 運営委員 若干名

第6条 第5条の役員によって役員会を行い、総会に次ぐ決定機関とする。

第7条 本会の会計を監査するため、会計監査を2名おく。

第8条 本会の会費は次のように定める。

◇正会員 (年間) 3,000円

但し、当日会員費が2,000円を超える会費設定時はその差額分を適時に補填・精算する。

◇賛助会員 (年間) 10,000円

◇当日会員 (参加時) 例会毎

第9条 総会は、年1回以上開催する。

第10条 役員、会計監査は運営委員会の推薦にもとづき、総会で承認をうける。任期は1年間とする。

第11条 本会会則改正は、運営委員会において立案し、総会において承認をうける。

お問い合わせは・・・島本音楽協会事務局

〒618-0002 大阪府三島郡島本町東大寺3-8-2

TEL&FAX 075 (962) 1464 (藤原方)

2023年度 会員募集のご案内



島本音楽協会

第194回コンサート

第25回「島本合唱フェスティバル」

2023年7月9日(日) 午後1時30分 ケリヤホール

第195回コンサート

ピアノトリオ「トリオ遊羽穂リサイタル」

2023年9月18日(月・祝) 午後2時 ケリヤホール

第196回コンサート

名倉誠人マリンバリサイタル「無伴奏マリンバの挑戦」

2023年10月29日(日) 午後2時 ケリヤホール

第197回コンサート

松永昌子 ピアノで綴る旅シリーズ

～ドイツ ベートーヴェン～

44 2023年12月10日(日) 午後2時 ケリヤホール

島本音楽協会 2023年度コンサートのご案内

第194回コンサート

第25回「島本合唱フェスティバル」

2023年7月9日(日) 午後1時30分開演

ふれあいセンター ケリヤホール

入場無料

～ 8つの合唱団が参加する楽しい合唱フェスティバル～

島本混声合唱団 / ゆりの花コーラス / コールあんだんて /
ピアチェレ / シャンテ / 女声合唱団JyoJyo /
金光大阪中学校高等学校育友会コーラス /
大阪青凌中学校高等学校保護者会コーラス部プリランテ

第195回コンサート

ピアノトリオ「トリオ遊羽穂リサイタル」

2023年9月18日(月・祝) 午後2時開演

ふれあいセンター ケリヤホール

当日会員券は2,500円、賛助会員は会員証提示

正会員は500円(当日会員費と2,000円の差額補填費:会則第8条による)

Trio 遊羽穂

ヴァイオリン/松谷由美、チェロ/渡邊正和、ピアノ/小林千恵の3名により、2013年に結成されたピアノトリオ。「遊羽穂(ゆうほ)」は、「羽のように軽やかに、そして遊び心を持ちつつ、実り豊かな穂の如き音楽を目指す」という思いを込めてつけられたもの。

メンバーそれぞれが、ソロ、アンサンブル、オーケストラ等の独立した演奏活動を日々行い、それらの経験を生かして、ピアノトリオという室内楽の最小形態における表現の奥深さと愉しみを追求している。またチェロ/渡邊正和のオリジナル編曲による楽曲演奏も活動の重要な柱とし、メンバーの個性と各楽器の特性を十分に生かしたアレンジにより、演奏の幅や可能性を広げている。

(プログラム)

モーツァルト: ピアノ三重奏曲第3番変ロ長調K.502

マルティヌー: ピアノ三重奏曲第2番二短調H.327

ドボルジャーク: スラブ舞曲Op.72-2(編曲:渡邊正和)

ドボルジャーク: ピアノ三重奏曲第4番短調「ドゥムキー」Op.90

松谷由美/ヴァイオリン



福井県立大野高等学校を経て京都市立芸術大学音楽学部卒業。同大学大学院音楽研究科修了。音楽学部賞、第3回KOBEL国際学生コンクール特別賞、平成23年度げんでん芸術新人賞、平成28年度福井県文化奨励賞受賞。1999年より京都市交響楽団ヴァイオリン奏者。室内楽に積極的に取り組み、Trio 遊羽穂の活動のほか、越のルビー音楽祭フェスティバル・クアルテットのメンバーとして福井県文化振興事業団主催公演に出演。また若い世代への育成事業や文化事業の発展に力を注ぐ。ファゴットとのDuo Kiiitosではアウトリーチコンサート活動を展開する。三塚實、大谷康子、岩淵龍太郎、岸邊百百雄、久合田緑の各氏に師事。現在、京都市交響楽団ヴァイオリン奏者。福井ジュニア弦楽アンサンブル講師。越のルビーアーティスト。Trio遊羽穂、Duo Kiiitosメンバー。大野市教育委員。

渡邊正和/チェロ



愛知県豊橋市出身。中学校においてチェロを始め、高校および大学在籍時よりフリー奏者として活動し、愛知県を中心にソロ、室内楽、オーケストラ、ジャズ、フラメンコなど多岐にわたるコンサートに出演。1994年京都市交響楽団に入団、現在に至る。また客演首席奏者としてもさまざまなオーケストラから依頼を受け、多数の演奏会に出演している。京都ラビッシュアンサンブル、京都しんぷおにえった、Trio遊羽穂メンバー。

小林千恵/ピアノ



京都市立堀川高校音楽科(現、京都市立京都堀川音楽高校)卒業。京都市立芸術大学音楽学部卒業後、同大学院音楽研究科を修了。第14回国際青少年ピアノコンクール(イタリア)第3位ディプロマ、第12回国際ピアノデュオコンクール第3位、第18回京都芸術祭にて京都府知事賞等、ほか多数受賞。ソロ、室内楽、伴奏にて広く活動し、オペラ、舞台作品等のコレペティトウアー、稽古ピアニストとして指揮者、指導者からの信頼も厚い。現在、京響コーラス、大阪フィルハーモニー合唱団、京都ミュージズ、サントリー一万人の第九、関西二期会等のピアニスト。また京都市少年合唱団指導者をつとめ、学校公演に携わるなど後進の育成にも力を注ぐ。

第196回コンサート

名倉誠人マリンバリサイタル

「無伴奏マリンバの挑戦」

2023年10月29日(日) 午後2時開演

ふれあいセンター ケリヤホール

当日会員券は2,500円、賛助会員は会員証提示

正会員は500円(当日会員費と2,000円の差額補填費:会則第8条による)

(プログラム)

バッハ: 無伴奏組曲変ホ長調BWV1010

ポイル: 「バッハのコーラルによる変奏曲」

＝世界の三つの歌＝

名倉誠人: 庭の千草による幻想

滝廉太郎: 荒城の月による変奏曲

初期アメリカ聖歌: アメイジング・グレイス

名倉誠人/マリンバ



四半世紀を超えて世界15の国々で活躍する、国際的マリンバ奏者。米国では、カーネギー・ワイル・ホールやケネディー・センター等でのリサイタル活動に加え、NY室内管弦楽団、カリフォルニア交響楽団等、多くのオーケストラとも協奏曲を共演し、その活動は全米41州に及ぶ。欧州では、パリや英国でのリサイタルに加え、ベルリンで協奏曲の欧州初演を行った。日本では、東京文化会館、神戸新聞松方ホールなど各地でのリサイタル、また、オーケストラや吹奏楽との協奏曲共演を行い、全国で演奏活動を繰り広げている。

2001年には、ISGM新曲委嘱基金を創設し、世界各地の作曲家に多くの新作を委嘱。また、他分野の芸術とのコラボレーションも数多くプロデュースしてきた。

1994年、YCA国際オーディション(ニューヨーク)に、マリンバ奏者として初めて優勝して以来、文化庁芸術祭新人賞、青山音楽賞バロックザール賞など、多くの受賞をしている。英国王立音楽院からは、栄誉、ARAMも受けている。

世界各地の多くの大学でマスタークラスを行うほか、小・中・高等学校を訪れ、子供達のために演奏を重ねてきた。京都市立芸術大学では六年間にわたり教鞭を執った。

委嘱作品や全作バッハ作品を収録した六枚のCD、日本プロ音楽録音賞を受賞したCD「涙と祈り」に加え、最新アルバム「バッハ・パラレルズ」をリリース。自作曲や編曲作品集二巻も出版されている。

第197回コンサート

松永昌子 ピアノで綴る旅シリーズ

～ドイツ ベートーヴェン～

2023年12月10日(日) 午後2時開演

ふれあいセンターケリヤホール

当日会員券は2,000円、正会員・賛助会員は会員証提示

ピアノで綴る旅シリーズ

ピアノ松永昌子が生まれ育ち、音楽人生を紡いできた島本町への恩返しに気持ちを込め、2014年から地元でシリーズ企画を始め、Part I「ヨーロッパ一周」Part II「ウィーン～モーツァルト、ベートーヴェンを中心に」Part III「ポーランド～ショパン」Part IV「クララの愛の形～シューマン、ブラームス」Part V「ドイツ 3大B～バッハ、ベートーヴェン、ブラームス」Part VI「フランス～ドビュッシー、ラヴェルを中心に」Part VII「世界一周」と今回でPart VIIIになる。

(ベートーヴェン・プログラム)

ピアノソナタ第8番『悲愴』ハ短調 Op.13

ピアノソナタ第27番短調 Op.90

アダライーテ Op.46

6つの歌 Op.75より

ミニヨン あらたな愛情、あらたな生活

口づけ Op.128

ヴァイオリンソナタ第9番『クロイツェル』イ長調 Op.47

松永昌子/ピアノ



島本町生まれ。島本一小、島本一中、春日丘高校を経て、大阪音楽大学ピアノ科卒業。同大学院修了。梅本俊和、故小柳芳子の各氏に師事。NHK洋楽オーディション合格。NHK-FM、FM大阪や卒業演奏会、東京読売新人演奏会に出演。厚生年金会館中ホールでの協奏曲リサイタルを開催。いずみホールや高槻現代劇場中ホール他、関西中心にリサイタル開催。大阪フィルハーモニー交響楽団、関西フィルハーモニー管弦楽団、オペラハウス管弦楽団等と、シンフォニーホール、いずみホール等、各地にてオーケストラとの協演も多い。室内楽や伴奏でも関西を中心に活動を展開している。最近では、地元で『松永昌子ピアノで綴る旅シリーズ』企画を展開し、大きな

反響を得ている。

現在、大阪音楽大学講師。日本ピアノ教育連盟、まほろば21世紀創作歌曲の会、各会員。

藤井博子/メゾソプラノ



京都女子大学教育学科音楽教育専攻卒業。榎本八重子、アグネス・グロスマン、故林達次、故桑田倫子の各氏に師事。これまでにリサイタルはじめ、島本音楽協会、歴史資料館のコンサートなどに多数出演。島本音楽協会40周年記念祝祭コンサート「オペラ座の怪人」をプロデュースし好評を博す。現在でしこ会主宰、ゆりの花コーラス指揮、山崎キングダーコープ指導、京都ゲヴァントハウス合唱団員。

村瀬理子/ヴァイオリン



旧京都市立堀川高等学校音楽科、京都市立芸術大学音楽学部卒業。旧西ドイツ国立ヴェルツブルク音楽大学で学ぶ。

旧アンサンブル・アート・オブ・フーガのコンサートマスターを務め、多数の演奏会にソリストとして出演。京都新祝祭管弦楽団のソロ・コンサートマスター、京都市立京都堀川音楽高等学校、滋賀県立石山高等学校音楽科非常勤講師を務め、現在は神戸学院大学音楽学部、同大学院音楽学部にて教鞭を執る。

令和5年度補助金交付申請書

令和5年5月19日

住所又は所在地
 大阪府三島郡島本町東大寺3-80-2-202
 交付申請者

氏名又は名称及び代表者氏名
 島本町少年野球協議会
 会長 増山賢次

島本町長 様

補助金								
負担金	交付申請書							
助成金								
金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	7	0	0	0
								0
								-

ただし 令和5年度 島本町少年野球協議会 補助金として

下記理由書により	補助金 負担金 助成金	交付願いたく申請いたします。
----------	-------------------	----------------

理由書

補助年度事業計画書

氏名又は名称及び代表者名

島本町少年野球協議会 会長 増山 賢次

(1) 事業の目的

- ・少年野球の体験会をとおして、心身の健全育成を図ることを目的とする。

(2) 事業の名称

- ・少年野球体験会

(3) 事業費

- ・かかる金額は、別紙のとおり。

(4) 事業の実施期日

- ・令和5年4月~令和6年3月で大会日以外の土日の練習日に同時開催。

(5) 事業の実施場所

- ・町内の各小学校・中学校グラウンド。

(6) 事業の概要

各チームの活動日に体験会を同時開催し、町内の子供たちに少年野球を体験する機会を提供する。チラシ等で、周知を行う。

令和 5 年度収支予算書

収入の部	区分	予算額	明細	
	島本町補助金	70,000	島本町補助金 ¥ 70,000	
合計	70,000			
支出の部	区分	予算額	明細	(内補助金)
	消耗品	50,000	ボール、石灰など	50,000
	印刷製本費	5,000	PRチラシ印刷	5,000
	備品費	15,000	スピードガン	15,000
	合計	70,000		
(差引)		70,000-70,000=0		

令和 5 年 5 月 19 日

島本町長 様

島本町少年野球協議会
氏名又は名称及び代表者氏名

会長 増山 賢次



令和5年度補助金交付申請書

令和5年5月24日

住所又は所在地

大阪府三島郡島本町山崎3-2-4-711

交付申請者

ガールスカウト大阪府第90団

氏名又は名称及び代表者氏名

団委員長 宮本克美

島本町長 様

補助金	交付申請書
負担金	
助成金	

金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
				¥	2	8	0	0	0
								-	

ただし 令和5年度 島本町社会教育関係団体補助金として

下記理由書により	補助金	交付願いたく申請いたします。
	負担金	
	助成金	

理由書

理由書

補助年度事業計画書

ガールスカウト大阪府第90団

氏名又は名称及び代表者氏名

団委員長 宮本克美

- (1) 事業の目的
地域に根差した生涯学習活動であるガールスカウトの活動をガールスカウト対象の女児とその保護者に体験を通じて知ってもらう
- (2) 事業の名称
おさそいキャンペーン(ガールスカウト体験集会)
- (3) 事業費
28,000円
29,000
- (4) 事業の実施期日
6/25 9/3 12/17 3/10
- (5) 事業の実施場所
6/25 晴天:ふれあいセンター周辺 雨天:ふれあいセンター第2軽体育室
※以降の実施場所は、島本町内の施設を随時予約する
- (6) 事業の概要
6/25 ふれあいセンター周辺の自然をみかめ、自分のお気に入りの物を探し、クラフトを作成する。身近な自然を感じることから環境への意識を高めるプログラムを体験していただく。※以降の事業概要も、目的に応じたプログラムを展開する。

設計書、図書等参考書類添付のこと。

令和5年度 収支予算書

	区分	予算額	明細
収入の部	補助金	28,000	町補助金28,000円
	団活動費	1,000	
	合計	29,000	
支出の部	区分	予算額	明細
	印刷製本費	7,000	ポスター・チラシ印刷代
	通信運搬費	1,000	郵便料
	使用料	4,000	会場使用料 @1000円×4回
	消耗品費	1,000	事務用消耗品費
	備品購入費	15,000	折りたたみテーブル@5,000円×3台
	その他経費	1,000	参加賞用菓子
	合計	29,000	
(差引)		(収入)29,000円 - (支出)29,000円 = 0円	

令和5年5月24日

島本町長 山田耕平 様

ガールスカウト大阪府第90団
 団委員長 宮本克美

島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金交付要綱

(令和 4 年 1 2 月 2 2 日)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、島本町社会教育関係団体（以下「団体」という。）が社会教育活動を推進することを目的に行う事業に対して、島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、島本町補助金交付規則（昭和 4 5 年島本町規則第 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 団体の特長をもって行う社会教育事業又は団体の活動の周知を図るために行う事業であること。
- (2) 広く住民の参加が期待できる事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とするもの
- (2) 島本町暴力団排除条例（平成 2 6 年島本町条例第 8 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に利することとなるもの
- (3) その他町長が不相当と認めるもの

(補助対象経費)

第 3 条 補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助額及び交付回数)

第 4 条 補助額は、補助対象経費の実支出額から補助対象事業に係る収入額を控除した額（1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は 7 0, 0 0 0 円のいずれか少ない額とする。

2 同一年度における 1 団体に係る補助金の交付回数は、1 回とする。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、町長が指定する期限までに、補助金交付申請書（規則様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 補助年度事業計画書（規則様式第 2 号）
- (2) 当該年度収支予算書（規則様式第 3 号）
- (3) その他事業の内容が分かるもの

(交付の決定)

第 6 条 町長は、前条の規定による補助金交付申請書その他の書類の提出を受けたときは、当該書類について審査を行う。

2 前項の審査は、社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 1 3 条の規定に基づき、教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行う。

3 町長は、第 1 項の審査の結果を踏まえ、補助金の交付を決定したときは、当該申請団体に補助金交付決定通知書（規則様式第 4 号）を交付するものとする。

(事業の変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた団体は、前条第3項の補助金交付決定通知書を交付された後において、やむを得ない理由により、事業の一部を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに、その理由を記載した書面を町長に提出し、その承認を得なければならない。

(補助金交付の請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた団体は、補助金の交付を受けようとするときは、町長に補助金交付請求書(規則様式第5号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた団体は、その補助対象事業の完了後2か月以内に、補助年度収支状況報告書(規則様式第6号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助年度事業実施状況報告書(規則様式第7号)

(2) 補助年度収支決算書(規則様式第8号)

(3) その他事業の内容が分かるもの

2 前項の場合において、交付された補助金を精算する必要がある場合は、補助金精算報告書(規則様式第9号)を町長に提出し、精算しなければならない。

(情報の公開)

第10条 団体から提出された書類等は、島本町情報公開条例(昭和58年島本町条例第24号)第5条第1項各号のいずれかに該当する情報を除き、公開するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象経費	補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、次に掲げる経費 (1) 報償費 講師謝礼等 (2) 旅費 講師の交通費等 (3) 消耗品費 事務用消耗品費等 (4) 印刷製本費 チラシ及び資料の印刷代等 (5) 光熱水費 補助対象事業の実施に直接必要な光熱水費 (6) 通信運搬費 郵便料等 (7) 委託料 専門的な知識や技術を要する業務委託料等 (8) 使用料 会場の使用料等 (9) 賃借料 機材の賃借料等 (10) 備品購入費 補助対象事業に直接使用する資機材等の購入費 (11) その他町長が必要と認める経費
補助対象外経費	(1) 団体運営のための経常的経費 (2) 団体構成員の慰労又は懇親のための活動に係る経費 (3) 団体構成員に対する人件費及び謝礼 (4) 交際費、慶弔費及び食糧費 (5) 他団体への寄付金、補助金、貸付金 (6) 補助対象事業の実施に係る直接的経費と認められない経費 (7) その他町長が補助対象経費として適当でないと認める経費

令和5年2月28日作成

島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金にかかるQ&A

はじめに

従来、社会教育関係団体への補助金は運営補助として交付されてきました。しかし、運営補助は、補助金の使い道が不明瞭になりやすいという危険性を孕んでいます。各団体の皆様には度々是正を図っていただきましたが、「第六次島本町行財政改革プラン」において「補助金の適正運用に関する指針」が策定され、団体の運営補助に関しては、廃止、または事業補助へ転換の方向が示されました。

これにより、社会教育関係団体への補助金についても、より根拠の明解な事業補助への転換を目的に、この度「島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金交付要綱」（以下、「要綱」）を定めました。

また、より公平な補助制度へ改めることも、今回の制度の見直しの目的の一つとしてあります。従来は団体の規模等から補助額は一律ではありませんでしたが、事業に対し補助を行っていくため、全団体一律の上限額を定めました。団体によっては、従来の交付額から減額となる場合もありますが、運営の見直しの機会と捉え、一層の創意工夫をお願いいたします。

最後に、社会教育関係団体が活発に活動することで、住民の社会教育・生涯学習活動に参加する機会が充実していくものと考えております。団体活動の周知となり、かつ広く住民の参加が期待できる事業に対する補助となりますので、ご協力をお願いいたします。

交付対象事業・経費について

Q 1 補助の対象と認められない事業には、どのようなものがありますか？

A 1 要綱第2条第2項のとおり、政治活動、宗教活動、営利活動を目的とした事業は対象外です。
また、上記に該当しない場合でも、参加対象が団体の会員のみの場合は、要綱第2条第1項を満たさないものとし、対象となりません。

【対象外事業例】

- ・会員のみが参加する練習・大会・勉強会 等
- ・「〇〇を招待」等、参加者が予め限定的に特定されている事業（但し、「町内小中学生対象」等は可）

【対象事業例】

- ・ 会員以外の方も参加可能な発表会・講演会 等
- ・ 会員以外の方に向けて行う体験会 等

Q 2 会員やスタッフのお弁当や飲み物は、補助対象になりますか？

A 2 なりません。要綱第3条別表のとおり、団体構成員やスタッフへの飲食代は全て補助対象外です。ただし、講師へのお茶代等は対象と認められる場合があります。

Q 3 会員（団体構成員）が講演会の講師などを行った場合の謝礼（報償費）は、補助対象になりますか？

A 3 要綱第3条別表のとおり、会員（団体構成員）に対する報償費は、補助対象となりません。会員以外への報償費であれば、補助対象となります。

Q 4 体験会を開催します。参加者の方に作ってもらった作品を持って帰っていただきますが、その材料費は補助対象になりますか？

A 4 なりません。材料や参加賞等の個人に持って帰っていただく物は、原則対象外です。参加費を徴収する等、工夫してください。

Q 5 要綱4条に「補助対象事業に係る収入額」とありますが、具体的にどのようなものでしょうか？

A 5 例えば、参加料・観覧料やパンフレット販売収入等です。ただし、材料費等支出が発生した分を参加者が負担した費用については、収入控除の対象とはみなしません。

Q 6 備品の購入を予定しています。補助対象になりますか？

A 6 なります。ただし、要綱第3条別表のとおり、補助申請した事業で直接使用する場に限りです。

【例】発表会に使用するオーディオ機器 等

Q 7 申請事業の収入は、寄付します。予算書にはどう記載したらよいでしょうか？また、その場合も収入控除にあたるのでしょうか？

A 7 寄付額分は、収入・支出いずれにおいても補助対象外経費のため、収入控除にはあたりません。ただし、実績報告時に、寄付を行った際の寄付証明書等を添付してください。

Q 8 申請のタイミングでは、参加者数が確定していないため収入額がわかりません。どうしたらよいでしょうか？

A 8 申請のタイミングでは、見込額で構いません。

申請について

Q 9 これまでは、計画書や予算書は1か年分の内容で作成していました。これからは、どのように作成したらよいでしょうか？

A 9 事業補助になるため、申請を受ける事業に関する計画や予算のみを記載してください。

また、実績報告時に対象事業の支出にかかる領収書等を提出いただきます。(※詳細は「事業の実施等について」Q 15～ 参照)

Q 10 1か年の間に複数の事業を予定しています。1団体あたり1回の申請とありますが、事業が複数ある場合も、2回以上は申請できないのでしょうか？

A 10 要綱第4条第2項のとおり、2回以上の申請はできません。

Q 1 1 年間を通じて、同じ内容の事業を複数回行います。まとめて1つの事業として申請することができますか？

A 1 1 できます。
ただし、明らかに異なる内容の事業を1つの事業としてみなすことはできません。事業内容は、目的・内容・対象者等から総合的に判断します。

Q 1 2 1団体あたり上限7万円とありますが、7万円未満になる場合もあるのでしょうか？

A 1 2 はい、あります。
補助額は、補助対象事業において実際に支出のあった補助対象経費からその補助対象事業に関する収入額を差し引いた額と7万円を比較して、少ない方を交付いたします（Q 5 参照）。
1か年の間で、1つの事業としてみなせない、内容の異なる事業を複数行っている場合は、それぞれの事業によって補助対象経費の総額が異なるため、どの事業を交付申請するか等、団体内でよく検討して申請してください。

Q 1 3 申請した金額が全額交付されるのでしょうか？

A 1 3 要綱第6条のとおり審査を行い、事業実施に必要な経費と認められるものについて、補助金が交付されます。そのため、申請金額から減額される場合もあります。

Q 1 4 申請時期は、全団体で決まっているのでしょうか？それとも団体ごとにそれぞれのタイミングで申請できるのでしょうか？

A 1 4 交付の時期は要綱では定めておりません。
しかし、社会教育法第13条の規定により社会教育関係団体の補助金審査は社会教育委員の会議の意見を聴いて行うこととなっているため、交付決定に当たり社会教育委員会会議を開催する必要がありますので、当面は、交付を希望する団体が一斉に申請いただく時期を設ける方向です。
但し、申請・交付にあたって新たに課題が発生した場合等は、申請時期を複数回設ける等の対応を変更する場合があります。

事業の実施等について

Q 1 5 領収書の写しの代わりに、銀行振込書やレシートの写しを添付してもいいですか？

A 1 5 基本的には領収書の写しが必要です。ただし、日付・商品名・単価等が明記されたもの場合は、レシート等の写しでも構いません。また、やむを得ず銀行振込書のみ添付される場合は、経費の支出先から発行された書類（納品書、請求書等）を添付してください。購入品目の記載がないものは、原則、領収書として認められません。

Q 1 6 事業実施後の日付の領収書は認められますか？

A 1 6 原則として、認められません。消耗品や備品を後払いで購入する場合は、納品書など事業実施前に物品を受け取ったことが証明できる書類を提出してください。

Q 1 7 団体構成員でないボランティアに支払った謝礼の領収書は必要ですか？

A 1 7 必要です。
なお、複数のボランティアの方に支払った場合は、個人に支払ったことが分かる領収書（住所・氏名の記載、個人印の押印が必要）を提出してください。また、複数人分をまとめて作成したものは、領収書として認められません。お一人につき1枚の領収書が必要です。

実績報告について

Q 1 8 交付を受けた事業が終了しました。実績報告はいつまでに提出したらよいですか？

A 1 8 要綱第9条のとおり、事業完了後2か月以内に必要書類を提出してください。ただし、年度終了近くに事業を開催した場合は、できる限りすみやかに提出いただくよう、ご協力お願いいたします。

Q 1 9 年間を通じて複数回事業を開催するため、まとめて1つの事業として申請し、認められました。1つ終了するごとに実績報告を提出しますか？

A 1 9 その都度提出の必要はなく、事業終了後にまとめて実績報告を提出してください。

Q 2 0 参加料を徴収している事業です。申請時の見込みよりも実際の参加者数が上回り、申請時の収入見込額より実収入が増えました。申請時の補助額から変更されますか？また、その時はどうしたらよいのでしょうか？

A 2 0 参加者数の増減による収入額の変更は、支出額の変更にも連動する場合がありますため、個別の事案によりますが、補助額から変更が生じる可能性があります。

取り下げ・変更について

Q 2 1 申請のタイミングでは、事業を開催できるかどうか不明です。開催する場合に備えて申請しておきたいのですが、申請内容はどこまで決めておく必要があるのでしょうか？

A 2 1 あくまでも事業開催を前提に、申請いただくものです。申請時は様式に記載の必要事項を決めたうえで、提出してください。
万が一、申請後に事業を取りやめる場合は、要綱第7条のとおり、直ちにその旨を書面にて届け出てください。

Q 2 2 事業にかかった経費が、交付決定時に認められた経費を超えてしまいました。補助対象として認められますか？

A 2 2 交付決定時に認められた補助対象経費を超える経費については、原則として補助対象となりません。ただし、物品の値上がり等事案によって認められる場合があります。

Q 2 3 開催日や会場の変更はできますか？

A 2 3 できます。要綱第7条のとおり、変更の理由を記載した書面をすみやかに提出してください。

ただし、変更によって新たに、予算書に記載していなかった経費が発生した場合、補助対象外となる場合もあります。

Q 2 4 事業実施日が雨天だった場合は、中止します。その場合は、どこまでの費用が対象になりますか？

A 2 4 事業実施までの準備に係る経費（チラシ印刷等）については、その事業実施のために必要な準備行為であり、補助対象になると考えています。

ただし、個別・具体的な内容は、事業終了後における実績報告時に判断することとなります。

島政文第161号
令和5年5月16日

島本町社会教育委員会議議長 様

島本町長 山田 紘平

島本町立人権文化センター運営委員会委員の推薦について（依頼）

薫風の候、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、町行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、島本町立人権文化センター運営委員会は、当センターの円滑かつ効率的な運営を図るため、意見具申していただくことを目的として設置しております。

つきましては、現委員の任期が令和5年6月30日で満了するため、島本町立人権文化センター運営委員会規則により貴団体から1名のご推薦を賜りたく、何かとお忙しいところと存じますが、5月31日（水）までに別紙の推薦書をご提出いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 任 期 令和5年7月1日から令和7年6月30日（2年間）
- 2 開催回数 年2回程度
- 3 報 酬 7,500円（日額）
- 4 その他【参考】

本町では、附属機関委員の選任に関し、長期在職、多重兼職を避ける観点から、同一人の同一機関の委員への任命は10年まで、同一人の兼職は特別の理由がある場合を除き2機関までとしているほか、男女共同参画社会をめざし、女性委員比率を40%以上60%未満とすることを目標としておりますので選任いただく際にご配慮ください。

問い合わせ

〒618-0011 島本町広瀬二丁目22番27号

島本町総合政策部人権文化センター

担当：大柴

TEL 075-962-4402 FAX 075-962-4499

(様式第1号)

推 薦 書

令和5年5月16日付け、島政文第161号にて依頼のありました島本町立
人権文化センター運営委員会委員について、下記の者を推薦します。

令和5年 月 日

島 本 町 長 様

団体名

代表者

印

記

所 属 _____

役 職 _____

氏 名 _____

○島本町立人権文化センター運営委員会規則

平成24年12月21日
規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、島本町執行機関の附属機関に関する条例(平成24年島本町条例第21号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、島本町立人権文化センター運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員(以下「委員」という。)の定数及び構成は、条例別表に掲げるとおりとし、委員の具体的な構成は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 1人
- (2) 島本町人権まちづくり協会が推薦する者 1人
- (3) 島本町社会福祉協議会が推薦する者 1人
- (4) 人権文化センター利用団体代表者連絡会が推薦する者 1人
- (5) 島本町自治会長連絡協議会が推薦する者 1人
- (6) 島本町社会教育委員会が推薦する者 1人
- (7) 島本町民生委員児童委員協議会が推薦する者 1人
- (8) その他町長が必要と認める者 1人

(平31規則18・一部改正)

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総合政策部人権文化センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、同項本文に規定する期間の範囲内で町長が別に定める。

(会議招集の特例)

3 第5条第1項の規定にかかわらず、会長が選出されていない場合にあっては、町長が会議を招集する。

附 則(平成31年3月29日規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第2条による改正前の島本町立人権文化センター運営委員会規則第2条の規定により委嘱されている同条第2号に規定する委員は、第2条による改正後の島本町立人権文化センター運営委員会規則第2条の規定により委嘱された同条第2号に規定する委員とみなす。